

平成19年度

第1回 鞍手町行財政改革推進委員会

会 議 録

平成19年7月20日

於：鞍手町議会議事堂

平成19年度 第1回 鞍手町行財政改革推進委員会

- 1 開催日 平成19年7月20日(金)
- 2 開催時間 開会13時30分
閉会16時58分
- 3 開催場所 鞍手町議会議事堂
- 4 出席委員 会長 亀井 滋
職務代理 宮崎 實男
委員 岡崎 邦博 香原 暹
小川 和男 白石 修二
許斐 英幸 有松 弘美
薦野 君由 麻生 秀生
藤井 福吉 榊原 紘
武谷 位千子 五百路 恵美子
- 5 欠席委員 小島 美智子
- 6 推進本部 柴田 好輝 古野 和雄
諸富 義和 阿部 哲
原 繁 幸 後藤 幸雄
松尾 保則 熊井 照明
平瀬 研一 藤井 春美
本松 吉憲 梶栗 英正
長友 浩一 松澤 守
吉田 正行 田中 正一
- 7 事務局 靄崎 節男 白石 秀美
石田 正樹
- 8 傍聴者 なし

平成19年度 第1回 鞍手町行財政改革推進委員会会議

日時：平成19年7月20日（金）

午後1時30分から

場所：鞍手町議会議事堂

◎会議次第

1 開会

2 任命辞令の交付（全員交付）

※交代委員 議会関係委員

福本博文委員 → 岡崎邦博委員

仲野 守委員 → 香原 暹委員

地域自治関係委員 添田忠敏委員 → 小川和男委員

3 町長あいさつ

4 委員及び専門部会等の紹介（資料1、資料2）

5 会長の選出

※鞍手町行財政改革推進委員会設置条例第4条第1項に基づき互選

6 会長あいさつ

7 会議録署名人の指名

8 議事

（1）第4次集中改革プランに基づく取り組みの進捗状況について

（資料3、資料4、資料5）

（2）公営企業中期経営計画の取組状況について（資料6）

（3）その他

9 閉会

【議 事】

○事務局

皆さん、こんにちは。ただ今から平成19年度第1回鞍手町行財政改革推進委員会を開催しますが、小島委員につきましては、今日のご都合により欠席の連絡をいただいております。携帯電話につきましては、電源をお切りいただくかマナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また庁舎内のエアコンにつきましては、経費節減あるいは環境問題等に配慮しまして、若干高めの温度に設定をしておりますので、職員につきましても、上着やネクタイを付けずに出席しております。委員の皆様におかれましても、審議のしやすい形をお願いいたします。会議は、お手元の会議次第に従って進行させていただきますが、会長選出までは事務局の方で進めさせていただきますので、よろしくようお願いいたします。本日の資料ですけれども、事前配布させていただいております。バインダーに綴じたものですが、見出しが青い見出しと、それから、ちょっと緑色の見出しのところがあると思うのですが、青い見出しのところ綴じているのが、改訂版の第4次の改革プラン、それから公営企業の中期経営計画になっております。以前お配りしていたものから、若干見直し等が出ておりますので、細かな差し替え等が発生しました。そのために改訂版として改めて現状のものということでお配りしております。それから緑色のところにありますが、今日の会議次第、それから説明に使用します資料になっております。資料の1が本委員会の委員名簿、次に推進本部の構成名簿、そして資料3として進捗状況報告についての基本的な考え方、それから資料の4が評価の点検及び見直しのシート、これがかかなりありまして72ページほどあります。その次に資料の5として効果額の一覧表、そして資料6として公営企業の中期経営計画に基づく取り組み状況の資料を綴じております。それから本日、追加資料としまして、資料7と8というのをお配りしております。これは本委員会の設置条例と施行規則となっております。以上が今回お配りした、全ての資料になっております。もし足りないもの等がございましたらご連絡をいただきたいと思います。なお、会議につきましては、議事録や資料を町のホームページ、広報等を活用して公表いたしております。議事録作成のため、録音させていただきますのでご了承いただきたいと思います。つきましては、発言をされる委員の元へは職員がマイクを持ってまいりますので、マイクを通して発言をお願いいたします。それでは次第に沿いまして、任命辞令の交付をさせていただきます。委員の任命辞令の交付を、今回、新任の委員の方が3名ございますので、その方々に町長より直接交付させていただきます。また、12名の再任の委員の皆様については、あらかじめお手元の方にお配りさせていただいておりますので、ご了承いただきたいと思います。それでは、町長お願いいたします。初めに町議会から選出の岡崎邦博様よろしくお願いいたします。

辞令交付

次に、町議会から選出の香原 暹様お願いいたします。

辞令交付

次に、区長会から選出の小川和男様お願いいたします。

辞令交付

以上で辞令の交付を終わります。次に町長あいさつに移ります。町長の柴田好輝がごあいさつを申し上げます。

○柴田町長

皆さん、こんにちは。もう鹿児島の方は梅雨明けだと報道されましたが、福岡の方も早く、近く明けるかなという、そういう感じを持っておりましたが、今日はまた、梅雨のような天気で、まだ先かなという感じがしているところでございます。今日は足元の悪い中、ご多用の中、行財政改革推進委員会に出席していただきましてありがとうございます。皆様方には、日頃から町行政にご理解とご協力をいただいております。さらにこの委員に就任していただきましたことに心からお礼を申し上げます。さて、現在、多くの地方自治体は、地方分権の進展に伴う様々な影響により財政危機といえる状況にあり、本町もまた、その難局を乗り切るために財政改革を柱とした改革を進めているところでございます。今回の行財政改革においては、歳入の増加や歳出の削減への取り組みが、緊急、重要な課題となっておりますが、少子高齢化や高度情報化などを始めとする新たな課題にも対応できるよう、行政の仕組みづくりや手法の見直しについても併せて進めております。全体を通して見ますと、一定の効果が出ている部分もありますが、まだ十分な取り組みに至っていない部分もかなりあると感じております。この後、平成18年度の取り組み経過や効果については、担当者が説明をいたしますので、どうぞよろしくをお願いいたします。皆様それぞれにご多用の中での委員会への出席と思いますが、委員の皆様からのご意見は、改革を進めていく上で非常に貴重な提言となります。よい部分はさらに伸ばし、不十分な部分は内容の見直し等も考慮していきたいと考えておりますので、どうか忌憚のないご意見をいただきますようお願いを申し上げます。終わりになりますが、皆様方のますますのご健勝と、さらなるご活躍を祈念いたし、簡単ではございますがごあいさつと代えさせていただきます。

○事務局

ありがとうございました。ここからは着席をして進めさせていただきます。次に委員及び推進本部員の紹介ということになりますが、資料の1に委員名簿を付けております。それから資料の2に推進本部の構成名簿が記載されております。一応このとおりでございます。そして今日、委員の皆様にはあらかじめ名簿順に着席をしていただいております。新任の委員の皆様、3名の方がおられますので、一言ずつごあいさつをいただきたいと思います。

○岡崎委員

こんにちは。議会から選出をされて、この委員会の方に来ております岡崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○香原委員

議会から選出いただきました、香原 暹でございます。以前より、この行財政改革推進委員会には多大な関心がありまして、今回委員になれたことは大変嬉しく思っております。委員の一人としてしっかり役目を果たしていきたいとそのように思っております。よろしくお願いいたします。

○小川委員

こんにちは。前添田区長が亡くなられてまして、その代わりに区長会から出てまいりました小川でございます。よろしくお願いいたします。何しろ初めてでございます、早く勉強して、皆様方に追いついていきたいとこのように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。それでは、次の会長選出に移ります。現在、会長が欠の状態になっております。それで資料の7、本日お配りしている設置条例ですけれども、ご覧いただきたいと思いますが、会長の選出につきましては、条例第4条第1項の規定により、委員の互選ということになっております。自薦、他薦などの方法により選出をいただきたいというふうに思っております。また、条例の規定によりまして、会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理することになっておりますので、会長が決まりましたら、会長より職務代理者の指名をお願いしたいというように考えております。それで互選ということになっておりますので、皆様から自選なり、他薦という形でお願いしたいと思っております。はい、榊原委員お願いします。

○榊原委員

亀井委員を会長に推薦したいと思います。

○事務局

ただ今、亀井委員を推薦したいということでありましたけど、他にございませんでしょうか。

「異議なし」の声

異議なしというご意見が多数のようですので、それでは亀井委員に会長をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。それでは、亀井会長、前の方へ

お願いいたします。

それでは、会長の方から就任のごあいさつと職務代理者の指名の関係がありますので、もしよろしければ、今日お願いします。

○亀井会長

この行財政改革推進委員会の会長に推薦をいただきました亀井と申します。何分、緊張する場でございますので、うまくごあいさつができるか分かりませんが、先ほど推進本部長の柴田町長が、行革の、いわゆる理念、それから目的、そういうものをあいさつの中で触れていただきましたので、その辺は割愛をさせていただけると思います。今度の行革は第4次ということになるかと思いますが、最初、平成17年6月に第1回の会議でスタートいたしまして、11回の会議があったと思います。平成17年の12月に最終答申を、行財政改革の答申をいたしましたところです。その後、それぞれ推進本部の方で、具体的にその答申に従って、いわゆる答申の精神に沿うように、その実現に向けてそれぞれ作業をされておるといふふうに聞いておりますが、先ほど事務局からもありましたように、なかなか答申どおりにはいかない部分もかなりあるという報告もあっていたようですが、これから先、第2期目の行革が今日スタートして、新しい委員の方も3人お見えになっております。非常に、資料は約10日前ぐらいに配布されておりますから、中身については精査して勉強されていると思いますが、どうか一つ、本日の短い半日の時間で恐縮ですが、集中的に議論を進めて、身のある結果が出せればという期待を込めて、皆様方にこれからのご協力をお願いしたいというふうに思います。どうかよろしくをお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。会長の職務代理者については、どのように。

○亀井会長

すみません。引き続いて宮崎委員をお願いをしたいのですが、よろしいですか。

○宮崎委員

はい。

○事務局

それでは宮崎委員ということで、ごあいさつをお願いします。

○宮崎委員

今、指名をいただきました宮崎でございます。ふつつかではございますが、皆様のご指導をいただきまして、懸命に務めたいという具合に思っております。どうぞ一つ、よろしくをお願いいたします。

○事務局

ありがとうございました。これ以降は推進委員会としての議事に入ります。町長につきましては、この後の公務の都合がございますので、ここで退席をさせていただきます。

○榊原委員

すみません。町長に質問がございますが。

○亀井会長

町長いいですか。ではどうぞ。

○榊原委員

今日これから、この内容を審査、審議していくわけですが、私がここで質問というのは、いわゆる町の状況が、この内容を審議し決定した時と、条件が大分違ってきておると、少なくとも学校関係の22億という新たなる財政問題が出てくるというようなこともございます。そういった問題に対しての対応というのは、この今の中身には全く触れられていない。今までのままの、進行状況だけの改訂が主体となっておる。このままでいきますとですね、本当にいいのかなと。で、実際には町の財政はそういったものを含めていくと、ある意味で、いつも町長が口にされる、金が無い、金が無いということになってくるわけですが、金が無いだけで済めばいいわけなんです、ある時点で、やはり町財政の破綻ということは考えられると思うんです。しかも、いろいろと巷の話の中では、財政が厳しくなったら「何とか基金」を取り崩せば、まだちょっとは生き延びれるよと。まだ多少は、まだそこまでいかんでいいよというような話も巷の中ではちらちらと聞こえるわけですが、本当にそういうようなこの内容をですね、ここで審議しても、もっと根本的にそういう状況に対して、いかにこの鞍手町をしていくかと、少なくとも今の首長さん、町長が、この策定に対してはほとんどタッチされてないんじゃないかなと。新たに首長も代わり、そういう状況も変わった中で、やはり元から見直すという作業をですね、本部でやらなきゃいかんんじゃないかと、そういうことをやらずにですね、このままでずっと進行状況なり、なんなりだけをここで審議してもですね、全く根本的な解決にはならんんじゃないかなと。これに対して、本部長なり、事務局なりのいわゆる考え方をちょっと教えていただきたいと思えます。

○柴田町長

今、大きく分けまして、いわゆるかんがい基金が鞍手町にあるから、一時はその基金を取り崩せば何年か生き延びると、そういう、簡単に言うならですね、そういう趣旨のそれが、住民の間でささやかれているとするならば、それは大変なことではございまして、決して、自分たちはそこを目的で行財政改革をしているということではありません。今回の22億は、やっぱり緊急措置的な対応をしておかないとどうにもならないという状況でやったことであって、それを食いつぶすための手段では決してございません。ただ言えることは、今からの行財政改革というのはですね、やはり机上の

財政改革じゃなくてですね、委員の皆様には期待するのは、やはり実効あるものでないといけなと。今の財政シミュレーションでは25億の歳入不足が生じ、改革プランを実施していくことで14億入ってきますよと、しかしそれでも11億足りませんが、それは計画、検討段階のものに取り組むことで解消していくということも言われていますけども、その辺を含めて、問題は、私は今からこの行革推進委員会をどうするか、やはり委員の方々が主役になってもらってですね、どんどん意見を出してもらって、そして事務局はそれをまとめて仕上げていくと、そういうのが一番良い方法かなと思います。そのためには皆さん方に十二分に勉強していただいてですね、行政の方に喝を入れていただきまして、よろしくお願ひしたいと思ひます。ただ言えることは、今日、この部分については47項目、1年間の実績を、進捗状況がどうなっているかと、それを踏まえてですね、次の事業計画を立てて、そして、皆さんと一緒に改めるべきものは改め、良いところはどんどん取り入れて伸ばしていくと、そういう行革委員会になっていただきたいと思ひておりますので、どうぞ忌憚のない意見を、皆さんのご活躍を期待しておりますので、よろしくお願ひいたします。

○榊原委員

この内容、47項目そのものの見直しと、それ以外のものの見直しとか追加とか、そういったことも含めてこれから対応していくと、こういうご返事ということによろしいでしょうか。

○柴田町長

今回、この47項目についてはですね、1年間走って、これは本当に、この47項目、この行革推進委員会でこうしましょうと、概ね決めているわけですね。今回は、これがどういう状況で、進捗状況がどうだと。終わっているものもあるかもかもしれません。しかし、概ね今、道半ばというのがあろうと、入り口であろうと思ひますけれども、またどんどん状況が変わっていますから、それに即した行革はしてもらわないといけなと、旧態依然と文章どおりにしてもいけなからですね、そういうところはどしどしと、提言をしていただきたいと思ひております。

○事務局

よろしいでしょうか。それではここで町長は退席いたします。

○柴田町長

それでは皆さん、よろしくお願ひいたします。

町長退席

○事務局

それではここから、会長の方から議事の進行をお願ひいたします。

○亀井会長

では早速、会議に入りたいと思います。議事に入ります前に本日の会議録署名人の指名をしたいと思います。この会議録の署名人については、過去2年間、名簿順にお願いをしてきました。その続きでお願いをするということで、ご了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

「はい」という声

では、前回は麻生委員と藤井委員でしたので、本日の会議録署名人は、榊原委員と武谷委員にお願いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」という声

ではそれをお願いをいたします。では早速、議事に入りたいと思います。議事の括弧1、第4次集中改革プランに基づく取り組みの進捗状況について、事務局及び推進本部からの説明を求めます。事務局どうぞ。

○事務局

資料の説明をさせていただきます。資料の3をお開きください。第4次行財政改革の進捗状況の報告についての基本的な考え方ということで、昨年報告をする際に付けていた資料と同じものがございます。新たに委員になられた方もおられますので簡単に説明をさせていただきます。進捗状況の報告についての基本的な考え方ですけれども、各項目を大きく6つの区分に分類しております。それは次の、資料の4の中で区分という欄に掲載しております。実施済、実施中、実施期間前、検討済、検討中、検討期間前というような表記をしております。そういった区分の中身はこういったものですよということをごここに定めております。次の2ページ目を見ていただきますと、進捗率についての考え方を書いております。平成17年度から平成21年度までの計画期間5年間における最終目標、数値目標を定めている場合と、そうでない場合がありますけれども、数値目標を定めている場合は、その数値への到達度合をパーセンテージで報告するものとしております。それから、数値目標を定めていない場合というのが、このページの真ん中の表に掲げております。表の左側部分が、検討あるいは計画や方針策定の進捗率と、それから右側の方が、既にもう実施という段階に入ったときの進捗率ということで、20パーセント、40パーセント、60パーセント、80パーセント、100パーセントというような形で区切って、数値目標がない場合はこういう目安を設けております。それから、効果額についてですが、収入の増加額それから支出の削減額というもので捉えられる部分を効果額として捉えております。こういった基本的な考え方をもとに検証をいたしております。検証は資料4、資料5をもって、今から専門部会より説明をいたします。資料5は、それぞれの項目の効果額を一覧表にまとめたものになっております。主に資料4の方で進めていくこととなります。それから前に戻りますけれども、改訂版のプランの方の個票等の内容が一部変わ

っているものもございしますが、そういったものについても、今からの説明の中で一部触れながら説明をすることになります。ですが、全部で47項目ありますので、かなり説明に時間を要すると思います。要点だけをなるべくかいつまんでご報告するようにいたしたいと思っておりますが、少し時間がかかると思います。よろしく願いをいたします。初めに資料4の1の「目標収納率の設定」のところから、財政専門部会の方から松澤課長が説明をいたします。

○松澤本部長

それでは財政専門部会より進捗状況を報告させていただきます。ちょっと長くなりますので座って説明させていただきます。連番1の「目標収納率の設定」ですが、区分としては実施中としております。進捗率は目標金額から見て約3パーセントとしております。取り組み内容では、平成18年10月より会計収納対策課を設置し、税に対する差押えや住宅家賃に対する退去勧告など収納強化に取り組んでいます。平成16年度から見て1082万円ほどの効果がありました。それから次に連番2ですが、「滞納処分の強化や民事手続の実施」では、連番1と同様に、平成18年10月から会計収納対策課を設置し、平成19年4月までの税の差押え、この件数は7件、105万6千円ほどを換価しています。町営住宅の滞納に対しては、1件の明け渡し訴訟を起こしております。今後も積極的に滞納処分を実施し、連番1の収納率の向上につなげていきたいと思っております。なお、税務課職員1名を、19年9月から20年2月までの6カ月間、県の方に滞納処分についての研修及び県税、町税の徴収のため派遣いたします。ということで進捗率は60パーセントとしております。次に連番3ですが、「振替制度の利用促進」については、納付書送付時にチラシを同封したり、窓口において口頭でお願いしたりしております。また、申請用紙を支払い窓口や税務課窓口に自由に持ち帰れるようにもしております。進捗率は目標から見て5パーセントとしております。次に連番4ですが、保育料を「国基準の90%に改定」については、平成19年4月から3年間で国基準の90パーセントに達するように改定を行っています。資料を付けておりますが、改定の内容は、現在の10階層を国基準の7階層にし、3歳児未満と3歳児以上の2区分ありました現在の区分を、3歳児未満と3歳児だけの分と4歳児以上の3区分としております。このことで影響は、所得の低いところに影響は少なく、高いところは影響が大きく設定されていると思います。効果にしましては、19年度の終了後に出てくるかと思っております。進捗率は13パーセントと見ております。次に連番5ですが、「施設使用料の有料化及び減免規定の見直し」については、中央公民館施設及び体育施設の町外使用者の使用料を10割増にし、現在無料の町民グラウンドを町外使用者に対して有料としました。また減免では、全額減免や2分の1減免などがあった減額率を、児童生徒を除いて2分の1の減免に統一いたしました。19年7月1日から実施しております。これは今まで検討済ということでしたので進捗率は100パーセント、効果額は19年度終了後で、検討中からこれを実施中に個票を変更しております。なお、公民館使用料では、4時間から5時間単位での料金体系が今まででしたが、これを実情にあった、体育館その他体育施設と同様に1時間単位にこれを改正しております。次に連番6の「企業誘致の促進と未利用地の処

分)、室木用地、中山宗春用地、中山鉦害試験地跡用地、専門学校関係の小牧用地等、面積の大きい未利用地については、企業誘致や住宅団地の誘致を図ることとしております。その他の未利用地は、随時払い下げを行っていくこととしております。また現在、企業誘致促進のため、町有地4箇所、民有地7箇所の企業立地ガイドを作成し、企業セミナーなどで関係機関に働きかけを行っております。平成18年度では民有地2箇所に鉄鋼業、ユニットハウスメーカーの2社が立地し、現在着工しております。進捗率は100パーセント。これを検討中から検討済として個票を実施中に変更しております。次に連番7の「交付基準に基づく各種補助金の見直し」について、補助金交付規則及び補助金の交付金等交付要綱を制定し、平成19年4月1日に公布いたしております。平成19年度においては補助団体への制度の周知と運用方法を確立し、平成20年度より完全実施に向けて申請、審査、交付決定、交付、実績報告、交付額の確定などの手続きを、規定に基づいて行っていきたくと思っております。19年度から実施ということで、進捗率は、平成18年度は0パーセントとしております。次に連番8の「適正な組織体制・人事配置の合理化」については、財政的効果の算出方法を見直しまして、退職者に対する不補充効果に、早期退職者による効果を加えることといたしました。公営企業を除く対象職員の内、平成18年3月末に7人の退職者があり、その不補充による効果額を2450万円とし、また、早期退職による効果額についても2283万4千円を上げております。計4733万4千円の効果がありました。進捗率を目標金額から見て46パーセントとしております。また、平成19年3月末には退職者が6人あり、その内5人が定年退職者、1人が早期退職者で、19年度中の効果額は6700万8千円の効果があると見込んでおります。資料は10ページに付けております。次に連番9「特別職等の給与・報酬等の見直し」については、平成17年12月議会において議決され、現在実施しているところです。18年度では1311万8千円の削減効果がありました。19年度では2960万円の削減効果を見込んでおります。進捗率は目標金額から見て27パーセントとしております。内容は次ページに資料を付けております。主な内容は、収入役の廃止及び議員定数を17名から13名に削減されたものが主な削減効果です。次に連番10「公共事業（町単独土木事業費）の抑制」については、平成19年度当初予算において、継続事業及び緊急を要する事業のみを精査し計上を行っております。平成18年度では財政シミュレーションから見て1億6597万円の削減効果がありました。平成19年度では、現予算で1億7194万6千円の削減効果を見込んでおります。進捗率は目標額から見て41パーセントとしております。次に連番11「敬老祝金の支給対象者の見直し」は、平成18年度から従来の80歳以上の方に5千円、7千円を交付していたものを、80歳、85歳、90歳、95歳、それと100歳以上の全員の方、100歳以上では全員ですが、それぞれ1万円、1万5千円、2万円を交付することといたしました。効果額は18年度で338万4千円。19年度では388万3千円を見込んでおります。進捗率は84パーセントとしております。次に連番12「投資的経費の削減」については、個票の見直しを行い、財政的効果の算出方法を、国からの交付金を除いた一般財源持出額の削減による効果に変更しております。結果、18年度では労働費が増加していたものを、一般財源持出額は3213万6千円の削減効果がありました。

進捗率は55パーセントです。また、平成19年度当初予算においても必要な事業、緊急を要する事業のみを精査し計上を行っており、現予算では、19年度では3120万円の効果が見込まれております。以上が財政専門部会の進捗状況報告でございます。

○事務局

続きまして、行政運営専門部会の本松課長が連番13からご説明いたします。

○本松本部員

それでは、行政運営の方から報告いたします。連番13「職員提案制度の導入」ということで、この項目は職員の意欲の向上、企画政策力等の形成を図ることによって、結果的に事務事業の能率の向上、あるいは経費の節減ということを目標にやっております。第1回の提案募集を平成18年3月31日までの期間で実施いたしております。その間に20件の提案がっております。その後、この採否についての審査時期が8月となっております。この提案制度については、特別と一般ということ随時受け付けておりますので、この審査時期8月に、その後4件の提案がっております。実際24件を審査いたしまして、その内10件を採用といたしております。この採用された10件につきましては、内容等を添付資料で付けております。この採用された案件の内、講師料等の消費税、これを内税方式にという提案がっております。これにつきましては、19年度に実施ということ、数値目標はありませんでしたが、効果として19年度、36万3千円の効果が見込めるという結果が出ております。次に連番14「決裁規程の見直し」でございます。この決裁規程の見直しにつきましては、各課室局へ権限の委譲をする、庁内分権を推進する、その上で事務の簡素化、迅速化を図っていくということに予定いたしておりました。当初の予定では平成18年度に、まずは試行実施ということに定めておりましたが、18年度に職員の不適正な事務処理というのが明らかになりまして、これを、いわゆる監督すべき管理職を含めた全職員が、まず意識改革をすべきだということに時期を遅らせております。これにつきましては、今後こういった内容について十分職員が理解した上で、早急に実施していきたいということにいたしております。この案ですね、いわゆる分権する案については、作成をいたしておりますので、できましたらこれを財務規則等の改正を踏まえて、来年度でも実施に移行したいというふうに現在考えております。次に連番15「事務処理の一元化」でございます。この部分も事務処理のスピードアップと省力化を図って、現在、各課で行っている共通の事務について、一元化を図るということに実施する予定にございました。いわゆる試行の第一段階として、給与費支払事務決裁を総務課人事係で一括して行うことにより、各課室局の係における事務処理、決裁にかかる時間等を省力化できるということで、平成18年度に実施という予定をいたしておりました。しかし、実際の事務、こういった処理をするために調査しまして、いわゆる給与費支払事務決裁だけではなく、現在、各課で作成しています予算差引簿そのものが併せて必要かどうか、そういった部分まで少し踏み込みまして、現在、電算処理されております、いわゆる歳出歳入簿、こういったもので代用できないか、全事務に関わ

ることなので、これについて検討いたしております。その中で、電算処理で出された入力のチェック方法、これをスムーズにいくことができれば、こういった差引簿等も同時に省力化できるということで、今検討いたしておりますので、これをもう一つ進めた形で、今後実施していきたいということで、現在調整を行っております。次に、連番16の「電算システムの活用促進」でございます。この項目につきましても、いわゆる電算システムの能力を最大限に引き出して、いわゆる事務の省力化をもっと進めるということで、職員間で知恵を出し合って少しでも効率化を図るということで提案をいたしております。これにつきましては、18年1月に職員から提案を受け付けまして、要望件数は88件ございました。その内69件を採択して、その後、追加要望が22件あっております。現在、全ての項目につきまして、処理済が73件、作業中が13件、システムエンジニアへの依頼が8件、検討中1件となっております。これにつきましては、常に提案できるような形をとっておりますので、今後も職員にこういったものが定着していくように、周知していきたいというふうに考えております。これにつきましては、効果は当然、時間等で出てくると思います。これにつきましては、もう少し電算の処理状況が進んだ段階で、各課にどの程度省力化できたか、そういった効果部分については、今後調査をしたいというふうに考えております。次に連番17の「行政評価の導入」でございます。今回の行財政改革の改革項目については、全てPDCAサイクルに基づいて評価することになっております。これを一般事務事業に広げるということにしております。現在、職員にとって初めて取り組むということになりますので、いわゆる評価のプロセスを通して行政評価を何のために行うのかを認識し、評価のノウハウを持って人材育成に、また業務の改善につなげるとして、平成18年度を検討期間といたしておりました。検討の結果、いわゆる成果を重視した行政運営、行政情報の共有化、財源の有効活用と職員の意識改革を目的として行政評価を導入することとし、導入にあたっての体制づくり、方針、方向性を示すため、現在、行政評価推進委員会を立ち上げております。また、これを具体化するために、実務者レベルによる行政評価研究会を設置し、現在そういった研究を進めております。これについては、こういった事務事業を評価するのか、かなりのボリュームがありますので、その洗い出しと、どういう基準でしていくのか、これについて平成19年度に、こういった方向性等を企画立案し、平成20年度を試行段階とする予定にしております。その後、全職員による体制をつくって、平成21年度以降を本格的な実施段階としていく予定にいたしております。この項目につきましては、検討段階から実施に移行いたしますので、個票を追加して差し替えております。この行政評価の導入までの主な流れにつきましては、資料としてフロー図を添付しておりますのでご参照いただきたいと思います。次に連番18「住民ニーズの把握」でございます。この項目につきましては、住民の要望、提案、苦情など、複雑多様化するいわゆる行政需要に対応するため、透明性、効率性、公平性の確保を図りながら住民ニーズの把握に努め、行政サービスの質、量の改善を推進すると、そして職員が従来からの価値観、発想から脱却して、住民の視点に立った事務事業の改善に取り組むということから、平成18年度を検討期間として定めておりました。検討の結果、現在行っています町長へのはがき、またホームページの行政相談コーナーは継続していくこととし、さらに住民

懇談会、いわゆる町政懇談会及び出前講座を実施し、行政情報の提供と住民ニーズの把握に努めることといたしております。今年5月から町政懇談会を、今現在、実施しております。町政の報告と住民からの意見、要望の把握に努めている段階でございます。また出前講座につきましては、現在、実施要領案まで作成いたしております。この実施要領案につきましては、最終調整した上で、現在行っております町政懇談会終了後に実施に移行したいというふうに考えております。町政懇談会、出前講座の取り組みにつきましては、行政情報の公表公開、説明責任の確保遂行につながるものでありまして、また行政運営の透明性の確保、住民意見の反映を図っていくことになるというふうに考えております。これにつきましても、検討段階から実施に移行いたしますので、個票を追加させていただいております。次に、ちょっと飛びます。連番22「行政情報の公表公開」でございます。この項目につきましても、いわゆる公共サービスを提供している自治体にとりまして、住民はサービスの受益者であり、その受益者である住民と行政情報を共有することで、行政運営の透明性の確保を図れる。それと、相互信頼の醸成を図っていくことができることといたしまして、これも平成18年度を検討期間といたしておりました。検討の結果、いわゆる連番、先ほど申しました17番の「行政評価の導入」による評価結果の公表と、連番18「住民ニーズの把握」で申しあげました、現在実施しております町政懇談会及び出前講座の取り組みにより、行政運営の透明性の確保が図れるものといたしております。情報発信の媒体としましては、町政懇談会及び出前講座、通常は広報、ホームページ等で行っていくと。そして、事業遂行等にあたりましては地元説明会など、こういったところで情報発信をしていくということにいたしております。次に連番23の「住民参画の推進」でございます。これも項目は、いわゆる住民参画を推進する上で、住民等と行政が相互の立場や特性を認識し、尊重しながら共通の目的を達成するために協力して活動していくことが必要となり、このことからまちづくりにおけます、ハード、ソフト事業の遂行にあたりまして、それぞれの事業の特性により、住民参画可能な施策、事業などの分野、構想、計画、実施、こういった段階における住民参画のあり方について、相対的に検討する必要があるということから、平成18年度を検討期間といたしておりました。いわゆる検討の結果、効率的、効果的な行政運営を進めていく過程において、住民意識、住民の意見、あるいは住民ニーズを反映していくためには、住民参画が大事な要件となります。ここで、後ほど説明しますが、連番23「住民参画の推進」と、連番24「住民団体の育成・支援」は、住民と行政の協働にかかる根幹となるものでございます。その手法としまして、協働を推進するための第一段階として、後ほど説明いたします連番33「附属機関の見直し」、こういったものにより、住民参画機会を増やしていこうということにいたしております。次に連番24「住民団体の育成・支援」でございます。この項目は、いわゆる住民と行政の協働を進めるにあたって、先ほど申しあげましたように、連番23「住民参画の推進」、連番24「住民団体の育成・支援」、連番33「附属機関の見直し」、これ全てに連動していくものというふうに捉えております。その第一段階として出前講座などを実施することで、住民の方に行政のことを分かっていただく、理解していただきながら、協働へと進展させることになるというふうに考えております。今後の展開としましては、具体的改革項目の「行政評

価の導入」や「住民ニーズの把握」、「行政情報の公表公開」、「住民参画の推進」、それから「住民団体の育成・支援」、それぞれが関連し、協働につながっていくプロセスになるというふうに考えております。現在、この中で、いわゆる区長会等で、ご意見をいただいた例でございますが、例えばハード面で、一般土木の工事、こういったものを住民と行政が役割分担するという提案もいただいております。その中でそういったものについてルールづくりをしたらどうかというご意見もいただいております。いろいろな提案をいただくことで、今後の協働推進にそういったものを活用していきたいというふうに考えております。全てが、こういったものが、次の協働へのステップになっていくものというふうに考えております。それから、次にちょっと飛びまして、連番33「附属機関の見直し」でございます。この項目は平成18年度を検討期間として定めておりました。検討結果としましては、附属機関は、いわゆる施策や事業を策定する段階において、附属機関の決定というのが非常に重要な役割を果たしております。こういった中で、住民と行政の協働のまちづくりの手法の1つとして、住民参画を進めることで、住民の意見の反映と住民ニーズに応えることになっていき、協働のまちづくりへの第一段階というふうに捉えております。新たな施策の展開に伴う附属機関の新設にあたりましては、組織の拡大を抑制するとともに、住民参画の機会を増やしていく必要があるということを踏まえまして、現在、附属機関の設置要綱の案まで策定いたしております。この案につきましては、早急に調整を行った上で、実施に移行していきたいというふうに考えております。以上で、行政運営からの報告を終わります。

○事務局

関連のある項目をまとめて説明しましたので、ちょっとあちこち飛び飛びになりましたけれども、この後、組織機構専門部会の後藤課長が、32ページの連番19から説明をいたしますので、よろしく願いいたします。

○後藤本部長

組織機構から説明をいたします。32ページでございます。連番19「住民に分かりやすい案内図やサインの設置」でございます。座って説明をさせていただきます。平成18年6月6日から平成18年6月30日まで実施したアンケート調査では、案内図を見るよりも職員に尋ねる場合が多いという結果が出ました。このため現状の表示方法は変更せず、来庁者への職員による案内を徹底していくことにいたしております。また来庁者に対し、職員であることをより分かりやすくするために、平成19年4月から名札を変更し、顔写真を付した職員証を名札兼用として常に着用しております。進捗率は60パーセントを見ております。続きまして、連番20「申請手続の改善」、印鑑証明書、住民票と戸籍、転入転出の異動申請書等について、平成18年4月より一元化を実施しております。進捗率は80パーセントを見ております。続きまして、連番21「時間外窓口の設置」、平成19年1月より会計収納対策課においても開設し、住民票、印鑑証明書、税の他、住宅家賃、保育料、水道料及び下水道使用料を収納できるように対応いたしております。試行期間内に実施したアンケート調査では、現状

のとおり実施した方がよいという結論が出ました。条件整備を行い継続して実施していきます。進捗率は60パーセントを見ております。個票の見直しとして、到達年月の平成19年3月を平成22年3月に見直しをしております。続きまして、少し飛びますが40ページをお願いいたします。連番25「課室局の統廃合」、平成19年4月1日付けで、教育委員会事務局の学校教育課と社会教育課を統合して教育課としております。進捗率を25パーセントと見込んでおります。続きまして、連番26「グループ制の導入」です。連番25「課室局の統廃合」の再編に併せ、平成20年4月より完全実施することにいたしております。なお、準備、調整期間として、平成18年11月より係付けの人事配置を廃止し、医療職等を除く全職員を課付けとして、課内の人事異動については、課長権限により行えるように運用をしております。資料として次のページに、スケジュールとその内容を付けております。進捗率は20パーセントを見込んでおります。続きまして、連番27「特別収納対策課の設置」、平成18年10月1日付けで、会計と特別収納対策の事務を所掌する会計収納対策課を設置いたしております。3ページの連番2「滞納処分の強化や民事手続の実施」に記載しているとおり、税に対する差押えや住宅家賃に対する退去勧告など収納強化に取り組んでおります。進捗率は100パーセントを見込んでおります。続きまして、連番28「業務量に応じた適正配分」、業務量測定調査結果により計画原案を作成し、平成18年3月29日付で、第4次鞍手町定員適正化計画を策定いたしました。計画では、平成17年4月現在の普通会計職員156名を138名として、18名の減員を図ることを目標にしています。平成19年4月1日現在の普通会計職員数は144名であり、12名の減員となっております。進捗率は67パーセントです。個票の見直しとして、指標数値無しを指標数値18名減員として見直しを行っております。次のページに部門別職員数の推移を掲載しております。続きまして、連番29「収入役を置かない事務体制の構築」、収入役の任期満了後は、職務代理者として対応してきましたが、平成19年4月から収入役を廃止し会計管理者の設置に係る地方自治法の改正により、一般職の会計管理者を設置し、職務代理者からの移行を行っております。進捗率は100パーセントです。続きまして、連番30「女性職員の管理職登用」、平成18年10月に策定いたしました人材育成基本方針の規定に基づきまして、連番32「昇格資格試験制度の導入」を実施していくことで、性別にとらわれない管理職登用を推進していくことにしています。進捗率は20パーセントを見込んでおります。参考として第4次鞍手町行財政改革集中改革プラン改定版の88ページに、人材育成基本方針を添付しております。続きまして、連番31「異動希望自己申告制度の導入」、人材育成基本方針に基づき、平成18年12月25日付で、職員異動に関する自己申告制度実施要領を策定いたしております。今年度は初回であることから、平成19年1月に全職員、課室局長、医療職等を除いて自己管理目標を記入した申告書を提出させ、職員の意識把握を行っております。進捗率は40パーセントを見込んでおります。続きまして、連番32「昇格資格試験制度の導入」、人材育成基本方針に基づき、昇格資格試験制度の構築に向けて、ただ今、準備作業を行っております。進捗率は20パーセントを見込んでおります。続きまして、一つ飛びますが、連番34、51ページでございます。「人材育成基本方針の策定」、平成18年10月に鞍手町人材育成基本方針の策

定をいたしております。基本方針の中の基本計画部分に、連番30「女性職員の管理職登用」、連番31「異動希望自己申告制度の導入」、連番32「昇格資格試験制度の導入」、連番35「広域的な人事交流・派遣の検討」を位置付けており、計画に基づき実施していくことにしています。その他の取り組みとしては、平成19年3月に中央研修所への研修申し込みを行っております。その次のページに人材育成基本計画の進捗状況を付けております。進捗率は50パーセントを見えています。先ほど申しましたように、資料として集中改革プランの改訂版として88ページに添付をしております。続きまして、連番35「広域的な人事交流・派遣の検討」、検討が早期に終了したことにより、県などの公共団体との人事交流や派遣研修を行うこととし、平成18年9月に福岡県への人事交流の申し込みを行いましたが、県の受け入れ定員の関係で、平成19年度の対象団体とはなりませんでした。引き続き県に申し込みを行ってまいります。また派遣研修につきましては、平成19年9月より半年間、税の徴収職員の実施研修として、県に派遣を行うようにしております。進捗率は40パーセントを見込んでおります。また、個票の追加として検討を実施に見直しております。以上です。

○事務局

次に、施設専門部会の松尾課長から、54ページ、連番36「施設改修計画の策定」から説明をいたします。

○松尾本部員

それでは施設専門部会の方から報告いたします。連番36「施設改修計画の策定」、緊急度、必要性、効果等を勘案し、施設改修計画を策定しました。提出された22件の工事を、平成19年度から平成23年度の5年間に振り分け、各年度ごとに優先順位を付けまして施設の改修に取り組んでおります。平成19年度は予算化された2件の工事を行います。なお、予算化されなかった事業につきましては、次年度以降に繰り越してまいります。実施中でありますので、具体的な取り組みを開始しましたので、進捗率を40パーセントとしております。続きまして、連番37「利用申請等の改善」、総合福祉センター及び文化体育総合施設につきましては、指定管理者制度導入により利用申請等の改善ができると見込んでおりましたが、指定管理者の決定には至りませんでした。管理運営を直営で行うこととなりました文化体育総合施設につきましては、平成19年9月から週に1日、時間外窓口を試行設置し、利用者の利便を図ってまいります。住民への周知につきましては、町広報誌に掲載するようにしております。総合福祉センターにつきましては、引き続き指定管理者制度導入の協議を行うこととしており、その結果をもちまして、再度、検討してまいります。検討は既に終わっているということで、進捗率は100パーセントとしております。また、個票の見直しを行い、検討を実施と修正しております。連番38「総合福祉センター」、施設の性格、機能及び近隣市町の導入状況を考慮し、公募によらない指定管理者候補者として、鞍手町社会福祉協議会から事業計画書等の提出を受けましたが、住民サービスの向上及び経費の削減につながらないことにより、候補者の選定には至りませんでした。そのため、民間業者から見積書を取り比較検討しましたが、経費面で大幅に上回っており

ましたので、引き続き社会福祉協議会を指定管理者の候補者として協議を続けてまいりたいと思います。指定管理者は決定していませんので、実施中、進捗率は0パーセントとしております。連番39「文化体育総合施設」、公募を行い、1社の応募がございましたが、現在の経費を大きく上回る見積金額が提出されております。指定管理者候補者の選定には至りませんでしたので、施設の管理運営は町の直営といたします。今後は、指定管理者制度導入による効果の創出ではなく、管理体制の見直しにより経費の節減を図ってまいります。個票の108ページですが、細分類名「指定管理者制度の導入」を、「直営（業務委託の見直し）」と変更しております。これにより20年度、21年度の効果額は768万4千円と見込んでおります。続きまして、連番40「大谷自然公園」、指定管理者制度を導入することとし、指定管理者募集要項及び仕様書を作成し、公募を行いました。2社の応募があり、経費削減、事務量の軽減につながることから、候補者1社を選定しました。平成19年7月1日から指定管理者制度を導入することとしております。検討済で進捗率を100パーセントとしております。個票の見直しも行ってしております。平成19年7月から実施とし、21年度までの効果額を63万3千円としております。続きまして、連番41「鞍手町葬斎場」、平成18年9月議会におきまして、指定の議決を得て10月から指定管理者による施設の管理を行っております。次のページに導入効果額を示しておりますが、平成18年度の効果額は148万7千円、進捗率を63パーセントといたしております。連番42「鞍手町衛生センター」、平成18年9月議会におきまして、指定の議決を得て10月から指定管理者による施設の管理を行っております。次のページに導入効果を示しております。平成18年度の効果額は220万6千円、進捗率を37パーセントとしております。連番43「剣第二・西川第二保育所の民営化の検討」、対象の2園において、保護者との懇話会を開催しましたが、出席者が少なく、保護者全員の意見を聞くため意向調査を実施し、その回答内容を保護者全員に文書にしまして配布しております。保育所民営化の是非については、保護者等の関係者にとっては大きな問題でありますので、検討期間を延長し、慎重に対応していくこととしております。また、近隣の17の社会福祉法人に対し、2園を民営化することに対するアンケート調査を実施しました。民営化の取り組みにつきましては、次のページに経緯を添付しております。古月保育所の管理人につきましては、検討の結果、他の4園には管理人を置いていないことから、平成19年3月31日をもって廃止としております。今後は、連番45「学校用務員委託の廃止」に効果等を含めて計上をしていきます。個票の見直しを行いまして、検討期間を20年3月までと延長しております。連番44「学校給食の民営化」、学校給食民間委託導入検討委員会における審議の結果、民間施設を使用しての学校給食は、食数が業者の希望数に満たないこと、また、自校方式、運搬業務の民間委託、調理・配缶・洗浄・清掃等の民間委託についても検討を行いましたが、経費や調理員の面で現状と比べ大幅な効果が見込めないことから、直営のままでよいという結論に達し、教育委員会に提言しました。この提言を受けまして、平成19年4月20日の定例教育委員会で、学校給食は直営で運営していくことと決定しております。検討済で進捗率を100パーセントとしております。連番45「学校用務員委託の廃止」、平成19年4月から、各小、中学校、分校及び古月保育所の管理運営は、用務員委託を

廃止し、警備保障会社への委託を開始しました。区分は実施中とし、進捗率を14パーセントとしています。次のページに廃止による効果額の資料を添付しておりますが、平成21年度までの削減効果額は3238万円と見込んでおります。連番46「室木小学校と西川小学校の統合についての検討」、検討委員会設置に向け準備を行っております。保護者等の関係者にとって大きな問題であることから、より慎重に対応していくこととします。検討期間は20年3月までとしております。連番47「鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討」、県教育庁と協議を行いました。県立高校との統合はできないとの回答から、平成18年10月に鞍手分校あり方検討委員会を立ち上げ、鞍手分校の存続又は廃止、財政面の問題と教育機関としての問題について検討を行ってきました。関係者にとっては大きな問題あり、結論には至らなかったため、検討期間を延長し協議を行っていくこととしております。施設専門部会からは以上です。

○事務局

資料4の後、資料の5の方に、資料4の説明の中で出てきました効果額を一覧表にまとめたものを付けております。それを見ていただきますと、資料5の4ページの最後の方に合計額が出てまいりますけれども、平成17年は39万2千円ですけど、平成18年度の効果額は2億7646万2千円ということで、17年、18年の効果額の合計が2億7685万4千円ということになります。また現在の、平成19年度の予算措置の状況から、平成19年の見込みも併せて掲げております。平成19年の見込みが3億2334万6千円を見込んでおりますので、平成19年度末には約6億の効果額というふうに考えております。ちょっと長くなりましたけれども、1年間の取り組みの状況を、全体像を把握していただきたいということで、一気に説明をいたしました。よろしくお願いいたします。

○亀井会長

事務局の方から第4次集中改革プランに基づく取り組みの進捗状況について報告をいただきました。約1時間半ばかり議事が経っておりますので、一応ここで休憩をしてですね、3時5分ぐらいから審議を始めたいと思います。

暫時休憩

それでは、お揃いのようなので再開いたします。早速、本部の方から報告をいただきました部分について、ただ今から質問、意見をいただきたいと思いますが、あらかじめ進め方をご相談したいと思うのですが、かなり長く、しかも複雑に、多様にですね、いろいろと問題がありますから、私の方としてはそれぞれ関連のある問題について、できるだけ集約をして、そこで議論していただく。そして終わったら次に進むと、そういう形で進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「はい」という声

では進めます。まずの資料3のですね、ページ数にして1から2なんですが、第4行財政改革の進捗状況報告についての基本的な考え方が報告されました。これだけまず最初にいきましょかね。最初の考え方という部分で何か質問があれば。じゃあいんですか、先に進んで。では次にですね、連番の1から5番まで、ページにして1から11ページの部分ですね。各種税の収納や、各種施設の使用料、有料化等の問題について審議をしたいと思いますが、どなたか意見があればどうぞ出してください。はい、榊原委員。

○榊原委員

施設の使用料の有料化及び減免規定の見直しと、こういうのがあります。ある意味では、これは利用料を上げれば収入が増えるということにもなるわけですが、逆に使用料が上がるから使用を控えようということにも半面なるわけなんで、トータルすると、こういう思い通りの数字が出るかどうかということが言えるんじゃないかというふうに考えます。私が思うのは、この使用料を上げるとか有料化するというよりも、いかに多くの人を寄せ集めるか、使っていただけるかという、そういう意味の見直しというのが非常に大事じゃないかなというように思うわけですが、そういった点の見直しというのは、何か対策をお考えでございませうか。どうでしょう。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○松澤本部員

ただ今のご質問の件ですが、使用料の見直しということで、これは料金を上げておりますのは、見てもらってもわかりますように、町外の方を倍ですね、2倍にしたいと。これはどういった理由があるかといいますと、今、町外の利用者がものすごく多くて、町内の利用者が思うように利用できない状況があるということでですね、町内の利用者を助けるためにといいますか、そういうようなことで、それも1つの理由とあげまして、町外の方のみの料金を上げるということにしております。7月から実施しましたので、この1年間、3月までの様子を見て、榊原委員の言われるような状況、現象が出てくるかとは思いますが、これも今のところはそんなには影響がないかなと。それというのは、町外の方が、少し料金が上がっても、利用しやすい鞍手町の利用を申請されているという状況でございます。結果は3月が終わってみれば分かると思いますけれども、現状はそういうところです。

○亀井会長

回答はいいですか。はい、どうぞ。

○榊原委員

あの、確かに、町外の人が多いというのは見受けられます。しかし、町外の利用が多くて、町内の人を利用できないような状況があるということは、私、知りませんで

したのであれですが、鞍手町は安いという評判を聞いておりますので、ある意味では妥当な線かと思えますけども、是非、利用率ということにも目を配っていただきたいなというふうに思います。

○亀井会長

回答はいいですか。では、その他。はい、五百路委員。

○五百路委員

連番の1なんですが、この目標額ですね、目標収納率の設定なんですが、目標収納率がですね、進捗率わずか3%で、効果額としては1082万くらいなんですが、これはやはり、そういう会計収納対策課の職員の方のご苦勞を考えると、わずか3%ですけど、これは、平成18年度にしては幾らか評価してもいいと思います。それから次なんですが、不納欠損ですね、不納欠損でお伺いしたいことがあります。不納欠損額というのは、例えば督促、催促、それから隣戸徴収を実施した後に、再三にわたって納税の指導を行っても支払わないと、そういう地方税法で規定されたもので5年間の時効というのがあると思います。その時効がですね、時効に対する徴収権といえますか、それが終わった場合は、言葉は悪いんですが、逃げ得という形になりますよね。その場合の対処というんでしょうか、どのようになさっているのかですね。それともう1つ、それに関連してですが、18年に町営住宅の明け渡し訴訟、そういうものを行っておりますが、その結果はどうなったかですね。それとも1つ、それに関連してなんですが、そういうことをする前に、しっかりと実態調査を行ったものかですね。それから不当な滞納者は仕方ありませんが、本当に困窮な方とか、そういう方の対処はどのようにされているかですね、その旨ちょっとお聞きしたいなと思っております。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○松澤本部長

最初の不納欠損の件ですが、その前にですね、3%でも評価いただくということで、ありがたいお言葉ですが、18年度10月から会計収納対策課ができてですね、今、取り組み始めたばかりということで、本格的には、まだ差押え等の件数が少ない、19年度ではもっと件数が増えるかなと思います。それから不納欠損の件ですが、5年経って時効が成立すれば、5年経てば不納欠損かということですが、鞍手町の場合はですね、地方税法に3年間の滞納処分の執行停止というのがあります。執行停止はどういったものを執行停止にするかということですが、これは、転出者で転出後の住居が分からないとか、生活保護の方とか、それから死亡して誰も相続人がいないとか、それとさっき言いました行方不明の方とか、こういった分について滞納処分を執行停止します。3年間、督促も何もしませんよと、執行停止をします。その3年を過ぎれば、これは法的にこの不納欠損の条件に当てはまるということで、現在、鞍手町

では不納欠損はそういう状態でやっております。ですから、それこそ払わなくてほったらかしていたということで不納欠損というのは今のところではやっておりません。それと5年間の時効がこれがあります。税の場合も5年間の時効があります。これは時効の成立したものについては、やはり不納欠損をしていく必要があるかと思えます。これは、分割納入等は、時効の中断の手続き、時効の中断となりますので、この分については時効にはなりませんので、5年過ぎたとしても、この分については今から先も徴収はしていかないといけないということです。それから、町営住宅の退去の関係ですが、これは建設課長の方から説明いたします。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○本松本部員

まず一点目の裁判の経過ですが、現在まだ調停中で、まだやっております。実態調査ですけれども、この方ははっきり言いまして、途中まで納められていたんですけど、途中から家賃が未納になっていたと。その中で再三督促等をやっておりました。その中で職員も状況確認ですね、そういったことを行っております。途中から水道が切られ、電気が切られると、そういった状況があります。ただし、どうも居るようだと、近隣の方の情報からですね、そういうことで再三訪問するんですけども、なかなか会えなかったと。それから最終的にはですね、どうも居ないというのが現状です。はっきりいって行き先が分かっています。ただし私どもは、中に家財が残っておりますので、これは法律でも簡単に私どもが手を入れることができません。そういったことで、今回、正式に裁判に持ち出して、いわば相手がない中で明け渡し訴訟ということになっております。情報ではどうも、関東くらいに行っているのではないかという近隣の方から情報は得ているんですけど、所在がつかめないといった状況で、督促状も送れないと、こういった現状があります。このままにしておきますと、当然、滞納家賃も続くばかりか、現在の住宅も使えないといったことが続きますので、今回こういった措置をとらせていただいたということでございます。以上です。

○亀井会長

じゃあ、その他、質問、意見があれば。はい、どうぞ。

○五百路委員

軽自動車の軽自動車税ですね、このことについてちょっとお尋ねしたいんですが、軽自動車もしくは普通車は、いわゆる車検というのがありますよね、当然。車検を受ける場合というのは、前年度の納付書というんでしょうか、それを添付というか、見せないと車検というのはいくらも受けられないと思うんですね。それで私、これ不思議でたまらないんですが、車検にありますよね。皆さん、こういう未納の方というのは、1年前を支払わない状態で、前年の車検のですね、ちょっと調べたんですけど、軽自動車でも前年度の前の未納の分だと車検が受けられないらしいですね。それでいわゆる1

年おきに納付されてるんじゃないでしょうか。こういうすごく未納が多いということは。ですからここら辺は、おそらく軽自動車、この未納額なんです、軽自動車税の未納なんです、鞍手町では、若干この金額が軽自動車の何台分、軽自動車もしくは軽トラックですね、何台分くらいってことは、幾らか分かってらっしゃるんでしょうか。それとこういう軽自動車というのは、例えば住宅とか家賃とか、そういうものではないからですね、やはりこれは、そこの職員の方が個別に訪問なさって、これこれしかじかという感じで、こういう軽自動車の税を納めないと車検ができないし、乗れないよというのも、行政の方のサービスの一環ではないかと思いますが、その辺ちょっとお尋ねします。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○松澤本部員

言われるように、2年に一度の車検が軽自動車の場合はあります。それで傾向といたしましては、2年に一度、徴収率が少し良くなるというような傾向があります。ただ100パーセントではありませんので、滞納分はやはり車検も受けないでほったらかしにしているままだと。放置自動車なんかを見てみますと、ナンバーが付いていたというような状態がありますので、これが当然、税金がかかった分だろうと思っております。そんなものがやっぱり結構あると。それと台数等につきましては、それこそ1番上で7、8千円ですかね。1番下で千円のバイクからありますので、滞納分の台数が何台かというのは、ちょっと把握できないと思います。調べればできるとは思いますけど時間がかかるかと思えます。それとちょっと付け加えさせていただきます。会計収納対策課長の方から。

○諸富本部員

今ですね、自動車税の滞納というのは、かなり町だけではなく県でも非常に多くございます。そういう形で、東京都がまず最初に取り組んだものは、タイヤロックによって車両を固定し、差押えという形で整理をしております。それを参考にですね、鞍手町も今年予算をいただきまして、3台ほどタイヤロックを買っています。そういうもので、自動車税の滞納率を少なくしていくような形でがんばっていきたいと考えています。よろしく申し上げます。以上です。

○五百路委員

ありがとうございました。

○亀井会長

その他にございませんか。無かったら先に進みたいと思いますが、よろしいですか。では次にですね、連番の6番から9番、ページ数にして12から17ですね。企業誘致、未利用地の処分、それから適正な組織体制、各種補助金、特別職の給与報酬等の

件について、何かご意見があればどうぞ言ってください。どうぞ遠慮なく言ってください。はい、どうぞ榊原委員。

○榊原委員

この退職者の不補充による効果なんですけど、これを2千何百万と2千何百万で4千何百万という、4700万ですか、こういう数字を出しているわけですが、連番8の件でございます。ある意味で、この新規採用をした場合に見込まれる数字をいわゆる効果としてあげる。これが妥当な考え方かどうかという思いがしたわけですが、その辺はいかがでございましょうか。

○亀井会長

はい、松澤課長。どうぞ。

○松澤本部長

新規採用を現在の段階ではしておりません。その分の減員ということで、そういうことで、現在行っております。

○事務局

すいません。ちょっと事務局から。このことなんですけども、職員の削減にかかる部分の、国等の効果額の考え方では、定年退職時に、例えば800万位の給与を貰っていた人が退職したとなると、その後も、その800万円を払わなくてよくなったというような、効果が続くような形を、純減というような形で上げています。しかし、鞍手町で、私たちが考えたときに、それはちょっとおかしいだろうと。60歳になれば当然、定年でその方はいなくなるので、それ以上効果が続くことはないというふうに考えます。ただ、その方が早期に退職をされた場合については、60歳にその方がなられるまでの部分については、その効果額が出るだろうと考えます。それは、定年退職という制度による効果額であって、この行革による効果額ではないというふうに捉えました。それで退職をされた方の後を補充しないという、その部分が今回の行革の効果になるというふうに捉えて、そのように掲げております。

○亀井会長

いいですか。はい、どうぞ。

○榊原委員

今、お話がありました考え方は、確かにそうかもしれませんが、ある一定の人間がずっと居続けるよという考え方でいけば、まあ、新規採用者が減った分だけ効果ということが言えるかもしれませんが、そうじゃなくって、いわゆるPDCAサイクルを回すという考え方を入れたいですね、やっぱり100の人間で、今、行政が回っているとします。そしてそれが90になり、あるいは80になり、だんだん減員してでも同じサービスが住民に提供できるという考え方で、どんどんと人間を減らして

いっても、住民サービスが行き届くよというような考え方が、P D C Aサイクルを回すという考え方になるんじゃないかなという思いがするわけです。定年退職者を補充しなかったから、それが効果だという考え方はいかなものかなという思いで、私はさっき申し上げたわけですが、それで、もう1つは、行政サービスですね。いわゆる行政サービスというのは、この中にも書いてございましたが、いわゆる住民の要求がどんどんどんどん多様化して、どんどんどんどん仕事が増えるよと。言ってみれば、住民サービスを低下させないためにという名前が付けば、どんどんどんどん行政のやることは増えていってしまう。そこでこういう行革というのが出てきて、いわゆる行政の仕事とは、何をやるべきが行政の仕事かね。行政の仕事以外のものは、住民と協働してやろうやないか。あるいは住民にお願いをしないといけないじゃないか。という意味で、協働ということが出てきていると、私はそう考えているわけです。ですからこの中で、住民参画の云々とか、いわゆるそういう考え方の住民との協働じゃなくてですね、町の皆さんが住んでいくために必要な仕事の中で、それを精査して行政がやらなければいけないこと、住民と行政が共に力を合わせてやらねばいけないこと、あるいは住民にやっていただかなきゃいけないこと、これを区別してですね、そして始めていくのが、この行革の大きな趣旨だろうというふうに思っているわけですが、そういう意味からしてですね、さっきから申し上げている、いわゆる行政の人間が定年退職して、それを補充しなかったからそれが効果だという考えは、ちょっと与しにくいところが私としてはございます。一辺、その辺は、事務局なりそういう本部の方で議論していただいたらいいと思いますが、是非1つ、そういう議論もお願いをしたいと思います。

○亀井会長

その他ございませんか。質問をする前にページを言ってください。はい、香原委員。

○香原委員

私は、退職者を補充しないということは、行政改革になるというふうには思います。確実に経費が節約できるわけですから、それは大きな効果になると思いますが、1つですね、問題があります。ある一定時期ですね、全く不補充をしますと、そこに断層が生じるんですよ。やっぱり、行政の連綿性ということを考えたら、全く何年間か補充しないということは、後々、行政にとってマイナス面が生じることがありますので、やはり何パーセントかずつは補充をしていった方が私はいいいと思います。そういうことで、どのくらいにするかというのは、非常に難しいと思うんですけども、その辺はやはり、確かに行財政改革の効果は減少しますけれども、幾らかずつ補充するということも考慮に入れてですね、検討していただきたいというふうに思います。以上です。

○亀井会長

はい、事務局。

○事務局

類似団体の規模を県内で見てみましても、鞍手町の現在の職員の定数というのは、若干多めな部分があります。それで、その辺り平均的な部分に行き着くまではということで、この5年間については一応不補充ということにしてしておりますが、将来的な部分については、今、香原委員の言われたような部分も、十分考慮しようということは、あらかじめこの議論の時にはしております。

○亀井会長

いいですか。その他ご意見なりがあれば。無かったら先に進みたいと思いますが、よろしいですか。では次にですね、連番10から12、ページにして19ページから23ページですね。町単独土木事業、投資的経費の削減、ちょっと種類は違いますが、敬老祝金の問題、この3つの問題について、さっきも言いましたが、ページ数にして19ページから23ページの部分ですね。何かご意見、ご質問があれば伺います。どうですかね。町単独土木事業は非常に削減されているということもあって、いろいろ意見があるんじゃないでしょうか。よろしいですか。先に進んで。では、意見も無いようですから、次に進みます。次にですね、連番の13から17ですね。ページ数にして24ページから30ページ。行政職員に関係する項目、職員の意識改革、それから提案制度と行政評価の問題について、その項をいきたいと思いますが。24ページから30ページですね。はい、五百路委員。

○五百路委員

お尋ねいたします。25ページですね、25ページの町長へのはがき。この件なんですけど、必ず町長の方からは、何らかの返事はやってるんでしょうか。

○亀井委員

はい、どうぞ。

○事務局

そういったはがきが来た場合には、関係課の方に回しまして、そこで回答を準備して、出された方に回答できる住所とかが判れば、必ず回答するようにしております。ホームページの行政相談についても同じです。

○五百路委員

私が聞いたものでは、何度か町長の方に尋ねましたけど、何らかの返事もないということなんです。それで、こういうのを何度もあげても、実際にされないということはどうかなと思いますが、今後、そういうことはどのように考えておられますか。

○亀井委員

はい、どうぞ。

○古野副本部長

私からお答えします。町長のはがきは今でも来ています。全て私と町長が目を通します。私は職員に指示を出すときには、役所というのは、結構暇をかけて、また手紙で返事をするようなことをするんですよね。だから、中身を見まして、すぐ自宅を訪問するなり、電話するなり、対応をすぐするように指示しておりますので、私が知る限り、匿名でない限りですね、対応はしていると思いますが、そのような方が居られるとすれば、言っていただければ必ず対応をいたします。必ずしもですね、提言とか、提案とか、要望とかあります。しかし、必ずそれが、その方の意に沿うようにはならないかもわかりませんが、行政としての確に対応していきます。

○亀井会長

はい、どうぞ小川委員。

○小川委員

今の件でございますが、以前、中川町長の時は対面の相談だったんですね。それから篠原町長になってきて、はがきのこういう対談になってきてるけど、本当の意味はですね、はがきじゃなくて、町長と対面して話してするのが1番効果があるということで、はがきではですね、私もよく聞くんですけどね、はがきがくらで広報の中に入ってきたり、たまにしていますけどもね、あれじゃあちょっといかんよと。町長と対面するところに一番意義があるよと。ということを私はよくお聞きしますが。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○古野副本部長

中川町長の時には、対話の日というのを設けられておりました。篠原町長は町長のはがきという形で、住民との対話をされておりました。その後、コンピューターが普及しまして、鞍手町もホームページを立ち上げました。ホームページの中に行政相談もあります。そういう形も同じような形で出しています。私も昨年5月に助役に就任いたしましたして、町長にすぐお話したことは、中川町長時代はこうだったと、篠原町長時代はこうだったと、じゃあ柴田町長はどのような形で住民との対話をされますかという話をしました。先ほども出前講座とかいろいろありましたけど、そういうことも提案いたしました。その中で町長は、できるだけ町長に会いたいという方がおられれば、私は日程調整をして直接来ていただいて、町長と直接会われる時は、必ず私も横に居て一緒にお会いしています。町長はオープンに、いつでもそういうような門戸を広げております。ただ日程がありますので事前に予約をしていただければ、私ども、秘書と一緒に調整して、そういうことをしておりますので、それは今でも結構多くございます。やっております。ただ、そういうことで、中川町長時代のように、毎月、何曜日と何曜日は、何時から何時までは町長が対話をしますから、こういう形で来てくださいというような広報は今のところしていません。そういうことも今のところ考

えていませんが、もしお会いして、いろいろと提言したり、要望したり、お話を聞きたいということであれば、言っていただければ調整いたします。

○亀井会長

はい、よろしいですか。はい、どうぞ。

○小川委員

私はですね、確かにそれもいいと思いますけども、やはり、月に何日の日は町長との対話の日とかいうのを決めていただきまして、そして個人的に話があるというのではなくて、月の20日なら20日でもいいですけど、月に1回、町長と対話の日をですね、やはり取り入れていただいて、PRしていただいたら、住民の意見もよく伝わっていいんじゃないかなと、このように思っております。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○古野副本部長

ご提言ですから、真摯に受け止めてですね、その辺につきましては協議させていただきます。併せて現在ですね、町政懇談会をしております。区単位に、もう27カ所回りました。その中で町長の気持ちは、住民の方と直接膝を交えてですね、そういうお話をすることもありますので、その中でも同じような形の質問、提言等が町長に直接ありますので、このことにつきましては、町民の方もですね、町長がこういう形で、公民館単位で出てくることについて、その姿勢については評価をいただいています。その中身についてはいろいろ意見もございしますが、町長が出てきたことについて住民の方の評価は今いただいております。

○亀井会長

いいですか。はい、ではその他。はい、どうぞ五百路委員。

○五百路委員

25ページですね、職員の、1番下にありますが、職員の身だしなみ云々について書いてありますが、これを例えば、住民サービスを町民が直接評価すると書いてありますが、これは行政の方からお叱りをいただくかもしれませんが、これは住民からの評価じゃなくて、一職員の意識改革ではないんでしょうかね。私はそう思います。ちょっと厳しいようですが。25ページですね、職員の採用提案一覧の1番下にありますが、職員の身だしなみ、態度の改善云々がありますが、その下の方にですね、サービスの改善に活用するため、住民サービスを町民が直接評価する、行政サービス評価制度を導入してはどうかと書いてありますが、これは、町民が評価するんじゃないですね、行政の一職員が、やはりこれは意識改革の問題ではないでしょうか。これを町民から評価してもらうということは、若干おかしいんじゃないかなと私は思います。

が。ちょっとお叱りをいただくかもしれませんが、私はそう思います。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○本松本部員

これは、今挙げておりますのは、あくまでも初期の提案がこういう形でということで、これについては、言われますように職員の意識について問題があるということで採用になっております。ただ、これをそのまま実施するのではなくて、まず職員に、周知徹底、これをまず図っていくと、その上でこういった方法が必要かどうか、それを今後検討するというので、これは一応、そのままを、提案そのままを計上しておりますので、今後の方針についてはですね、まずできることからやるというのが、今、実際やっております。この10の提案のうち、実際実施しているのは5つぐらいで、他の部分についても現在検討中ということで、その中からできるものやっていくという形をとっておりますので、このまま、今掲載しているそのままをやるということにはならないかなとは思っています。

○亀井会長

よろしいですか。はい、岡崎委員。どうぞ。

○岡崎委員

今の13番のですね、職員提案制度の導入なんですが、すごく私は、この制度はいい制度ではないかなというふうに思います。これは自らが自己改革をする1つの基点になるかなというふうにも思うんです。それでこの24ページにはですね、第1回の提案募集をしたということで、25ページにその具体例が書いてありますけども、お尋ねしたいのですが、これは逐次されるのか、期間を決めてされるのか、年に数回されるのかですね、どのような方法で実施されてるかということと、この、あった提案についてですね、どなたがこれについて審査をしたり、それを採用するかをどうかを決めていくようになっているのか、その辺をお尋ねします。

○亀井会長

じゃあ、はい、事務局。

○事務局

この制度につきましては、随時募集をしている部分と、それからテーマを決めて募集をする場合とございます。今回の、ここに掲げている部分については、行革につながる部分ということで、テーマを掲げまして募集したものでございます。審査については、行革推進本部の調整会議がでございます。これは、副町長が座長となって、あと職員で構成しているものなんですけれども、専門部会の部会長とか事務局といった形で構成している中で審査を行います。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○岡崎委員

先ほども言いましたように、すごくいい制度だと思うんですけども、ただ1つ、心配するのはですね、自己改革に1番つながる、自分達を律するためですね、自分達に対して厳しい提案があった場合にですね、それを本当に採用して行けるかどうか。また、そういった提案があったためにですね、あってはならないとは思いますが、人事にとって不利になったりとかですね、そういった懸念もあるんです。それで提案することによって、実は職員の皆さんにとって、提案された方にとっては、なにがしかのメリットもあれば良いなというふうに思うんですよね。ただ鞍手町の中では、まだ人事評価がどういうふうの評価されているのかというのは、ちょっと私は存じないんですけども、こういう提案をどしどしされる方がですね、やはり一定の評価を得ると、鞍手町の改革につながっていくということが、私としては非常に期待するところがあるんですが、そのことについてはいかがでしょうか。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○古野副本部長

委員の言われるとおり、職員がやはりこういうふうな提案をするということは、日頃ですね、そういうのを見かける、自分としては不快になっているところについて、やはり口に直接出して言うのは難しい、こういう提案制度を活用して提案されたというふうには私は受け止めております。それで、私どもとしては、この後、来年4月には機構改革も考えております。その中でオープンスペース、職員が職員を監視するという言い方は悪いんですけど、誰からも見られると、自分の態度が誰からでも見られるようなオープンスペースにするということで、個室化については考えておりません。できるだけそういう形のものを、この機構改革の中でも、課室の配置についても、そのようにしたいと考えております。その提案制度につきましては、先ほど委員が申されました人事評価につきましても、今、国の方がそのことについて基準を設けてそういうふうにするということについて、地方自治体についてもそういう指導がっておりますので、私どもも、それに近づくような形のやり方をこれからしたいというふう考えております。

○亀井会長

いいですか。はい、どうぞ。

○本松本部長

ちょっと補足ですが、職員に対するメリット、これは私どもの部会の中でその議論

もいたしました。いわゆる報奨制度、そういったものがあれば、職員ももっとするのではないかという意見もございました。しかしながら職員として、そういった前向きな姿勢で取り組むのは当たり前だということと、行財政改革を進めている中でそういったものはどうかという議論になりまして、現在はそういった形をとっておりません。それと、先ほど委員が言われました不公平感とかを与えないかと、これは審査委員会では名前は全て出てきません。個人名は出ません。あくまでも内容を審査するというシステムになっておりますので、職員に対する不公平感、ペナルティ、そういったものはまったく無いようには体制をとっております。

○亀井会長

よろしいですか。他にございませんか。はい、どうぞ。

○薦野委員

薦野でございますが、2点ほどありましたけれども、1点は岡崎委員さんから質問がありましたので、だいたいた承しましたが、もう1点はですね、25ページの各種宣伝媒体の作成というところの一部になると思いますが、町民へのサービスといたしましょうか、情報提供と申しましょうか、その部類に入るとは思います、町が軽自動車か何かで、よく町内を宣伝して回るケースが多いですね。あのときにですね、もう車が早いんです。いつも。何を言っているのかと家を出た時にはいつも「何々でした。」となって、だから近所の人には出てこられて、「何言ってたんでしょかね。」というように、「電気が止まったんでしょかね。水道が止まるんですかね。」というようなケースが多いんですよ。だから、そういうところをもうちょっと、住民へのサービスをする上ではですね、やっぱり徹底した情報提供をですね、お願いいたしたいと思えます。これはお願いです。

○亀井会長

お願いということですが、何かありますか。はい、どうぞ。

○事務局

今後、広報車等で回る場合には、十分、そういったスピード等に注意をしまして、皆さんにその広報の内容が十分伝わるように配慮していきたいと思えます。

○亀井会長

よろしいですか。はい、宮崎委員。

○宮崎委員

宮崎です。この提案制度は先ほど岡崎委員も言われたように、大変いいことだろうと思えます。ところで、この提案制度ですね。ちょっと確認ですが、提案された職員の名前はあがってくるんですか。

○事務局

これは審査の時には出ないようにしています。

○宮崎委員

わかりました。それでですね、そういうことだろうから、私はたまには課長クラス、副町長あたりからテーマを与えてですね、今度はこういうことしてみたいけど、いい意見はあるかとかいうような形で、テーマをあげて提案をしてもらおう。その時には名前を出していただくと。これは何かといいますと、先ほどからいろいろと言われておりますが、職員の質の向上といいますかね、いわゆる将来的には能力制度を取り入れるような時代にはなってくるのではないかなと思いますので、是非、私はそういう提案者にとってですね、大事な場所であろうという具合に思います。それから25ページですね、県主催の研修会への強制的参加というのがございます。これなんかも、正に職員の能力を向上する1つの大きな手段ではないかと思います。一般の企業なんかでも、能力制度でどんどん、例えば若い職員でも係長になる、課長になるということは、どんどん取り上げていくわけなんですけど、そういう場面では必ずやっぱり、こういうふうな研修会に参加する、もしくは自分でいろんな書物を読むとか、自分で海外の研修に行くとか、有給休暇をとって行くとかというような、いろんな事を個人では、一般企業では、そういうことを取り上げてやってるわけなんです。だから、さっきもございましたけども、住民サービスという点から見たら、やっぱり職員の質の向上というのが大きく行政改革にも左右してくるのではないかなという具合に思いますので、いわゆる副長町以下の課長さん達、あるでは室長さん達あたりからテーマをあげて、このことについてはどうかと。例えばここにあげておりますけれども、こういう提案があったことについて、課長がそれを取り上げて、そしてこのことについてどう思うかというような形のテーマをあげてやる必要があるのではないかなという具合に思います。以上です。

○亀井会長

何か今のことに対して言うことはありますか。はい、どうぞ。

○古野副本部長

委員のご提案、その通りだと思います。職員の研修というのは、市町村独自とする研修と、それから今、福岡県大野城市にですね、市町村職員の研修所があります。そこに鞍手町の場合は、主に派遣して、税務職員等の特別研修、それから職員として採用された場合の初任者研修、係長研修、課長研修とかいうことで派遣しております。ただそういう、こちらの方で職員を指名した場合は行きますけど、特別なテーマを与えたの研修にですね、職員で希望する人はということで募集したときに、みんな尻込みして手をあげないというようなことでありますので、これにつきましては、あなたが行きなさいという形で、こちらの方で指名した職員をそこに行かせるという形をとっております。そういうことで、それ以外のことにつきましても、今、委員が提案されましたことにつきましてはですね、十分受け止めまして、これからそういう形で

すね、できるだけしたいというふうに考えております。

○亀井会長

その他ございませんか。はい、どうぞ榊原委員。

○榊原委員

今、職員の研修あるいは能力査定と、そういう問題が出ておりますが、1つ、私がそこをお願いをしたいのは、個人個人の能力をアップする。これはもう当然のことです。でございますけれども、いわゆるグループとしての考え方、これが非常に大事だろうというふうに思います。今、民間企業の中でも、やはり個人の能力アップと、そして、個人個人のノルマを与えて、個人個人のノルマを追求すると、こういうことで、今、生産性向上を進めておられる企業が多いわけですが、そこで問題になってきますのが、いわゆる精神疾患の患者が発生する。そして、そういう精神疾患の患者になった方は、なかなか全快せずに、あとを引きずって、いつまでも、最後には障害という形に、部類に入ってしまう。こういった方が年々歳々、今増え続けているというのが実態でございます。やはりそういったのはどういうところから来るかという、いわゆるグループ間で、個人個人のノルマが上がってくるがために、お互いの協力関係が薄くなってきて、そして話し合いがなかなかスムーズにできなくなると。そういうような関係の中で、だんだんと追い込まれてそういう形が出てくるように聞いております。是非1つ、そういったことじゃなくて、個人の能力を上げるのはもちろんでございますけれども、やはりそこでグループとしての成果を上げるというような方向へ、是非評価の方向も、1つ、個人の評価とプラスしてですね、グループとしての評価という考え方を入れていただきたいなというふうに思います。以上です。

○亀井会長

それでは事務局いいですか。はい、どうぞ。

○古野副本部長

ご提案の件ですけれども、今、鞍手町、この行革の中で課の数も減らしていきま。係の数も減らしていきます。そういうことでグループ制というのを、今試行しておりますが、来年の4月から本格的に導入するということにしております。これは企業もそうですけれども、やはり行政も人だろうと思うんですよね。人を育てていくのが私たちの仕事だというように私も思っています。常日頃、管理職の皆さんにも、やっぱり部下職員を育てていくのが管理職の仕事ですよということを、私は強く、日頃から言っております。そういう中で、当然、今、現代病といったらなんですけれども、心の病を負われる方、これは鞍手町だって、これだけたくさんの職員がいますので、いないとは限りません。そういうことのないように、また、そういう方が社会復帰して、一緒に仕事ができるように、これも私たちの仕事だろうと思うんですよね。そういうことで、今言われましたように、個々の能力アップはもちろんのこと、グループ、組織全体の職員の能力アップ、資質の向上といえますか、これについては十分、私ども

受け止めております。日頃からそのことが大事だと思っています。やはり組織は人が大事だということに思っておりますので、そういうことで進めていきます。

○亀井会長

よろしいですか。無かったら次に進みたいと思いますが、次にですね、連番の18から24、ページ数は31から39。住民のニーズの把握と住民サービスの向上、住民団体の育成ですね、その関係について入っていきたいと思います。ご意見、質問があれば、どうぞ挙手をお願いします。はい、どうぞ榊原委員。

○榊原委員

連番23番、住民参画の推進という項目がございます。この中にいわゆる「協働の根幹となる部分であり、協働とは住民等と行政が相互の立場や特性を認識・尊重しながら、共通の目的を達成するために協力して活動していくことと定義しています。」というふうに書いてあるわけですが、いわゆるこの住民参加の範囲でございますね、この範囲はいわゆるこれ、実行していく段階の住民参画の推進というような考え方のように思うわけですが、いわゆる企画立案の段階、この時点について、いわゆる住民参画ということについては、どうお考えでございましょうか。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○本松本部長

先ほど委員が言われました、協働分野に1番つながる大事な要素だと思っております。この住民参画の手法というのがいろいろとございます。先ほど連番の説明の中で、附属機関の見直しのお話もしました。その中でも住民参画を広げていこうと。というのが住民の方の意見、そういったニーズを把握する場を多く設けていかないと、この協働には進めないということにあります。それで先ほど申しました、事業遂行にあたりという中では、当然、内容によって地元説明会をスタートさせる、いわゆる企画立案から入るものもあれば、審議会を設置していただいて、その企画自体から、その審議会で審議していただく。これはいろんな手法があると思います。これについては、今からそれをどうやっていくかというのは、個々の案件によって対応の仕方が変わってくると思いますが、今、先ほど申しましたように、まずその中で附属機関、例えば、この審議会もそうですけれども、町政のいわゆる行政運営に立って1番大きな意見の場だと思っております。こういった部分で、住民の方に多く入っていただきたい。そういうことでこういった表現になっております。ですから、いわゆる事業とかいろんな部分で、ソフト面、ハード面それぞれでやり方が変わってくると思います。例えば、国はもうパブリックコメントとか、いろんな部分で動いていますので、そういった手法というのはいろんな分野がありますので、それは個々の案件に従って検討していきたいと、現在そういう考えでおります。

○亀井会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

○榊原委員

これからの案件ごとということをお話いただきましたが、できればですね、いわゆるそういう企画立案の段階での住民の意見というものを、行政に反映させるという意味でですね、是非1つ、できるだけご配慮いただければありがたいというふうに思います。

○亀井会長

他にございませんか。無かったら先に進みたいと思います。次にですね、連番25から35、ページ数にして40ページから53ページ。ここは大体、行政内部の仕事の部分が大半を占めていますので、特別収納対策課とかいう、滞納一掃のための組織づくりもやられておるようですが、何かご意見があればお伺いします。何かございませんか。はい、宮崎委員。

○宮崎委員

先ほどちょっと話をしましたんですが、これは、課室局の統廃合というのは、これからの町行政を行うについては、十分に力を発揮できるようになるのか、あるいは後退というか、停滞するようなことになるのかということですね、大変難しいことではないかなと。それは1つには、先ほどからもちょっと出ましたけども、住民サービスという面から見たときに、例えば、住民課というものがございしますが、ここは統廃合ができるのかどうか。例えば、その他の建設課というところは、私どもも区長もしていますので、我々の方で、こういうことちょっと手伝いして、草刈しようとか、溝さらえしようとか言うことができるわけですが、住民課の場合はそれができにくいというか、そういう意味では、私は、その辺りの住民サービスという点を考えたときに、これは、統廃合については、十分にその辺りを考えていただかなきゃいけないんじゃないかなという具合に思いますし、先ほどちょっと出ましたが、グループ制、例えば住民課のグループがですね、住民課が、全体の職員が誰でもすぐ対応できるような、一定のレベルの研修を受けておくとか、そういうようなことも、私は必要ではないかなと。そのことについては、住民課の課長さんがですね、皆さんの能力を十分に把握して、お前はこれを知らんから、こっちを少し勉強しなさい。とかいうような形のものを作って、一定のレベルを確保、皆さんが維持できるような、そのことをやりながら、統廃合を考えていくということも私は大事ではないかなと。そのことがですね、例えば、職員の人数が減っても十分な住民サービスができるということにつながっていくのでないのかなという具合に思いますので、この辺りは、統廃合については、十分に考えていただければと思っています。以上です。

○亀井会長

本部で何か回答はありますか。はい、どうぞ。

○鶴崎室長

来年4月からですね、課の統廃合をしまして、8課にするということでもあります。特に1番、グループ制の導入ということで、サービスが低下しないようにということでやっていくわけでありまして、異動につきましても、横の人がすぐにできるようなグループ制という形にして、サービスが低下しないようにすることが1番の大きな目標でありますので、その辺、十分にがんばっていきたいと思っております。以上です。

○亀井会長

よろしいですか。はい。他にございますか。無かったら次に進みたいと思いますが、よろしいですか。では連番の36から42、ページ数は54から62。中身としては、施設改修計画の策定とか指定管理者制度の導入、総合福祉センター、文化体育総合施設、大谷自然公園、葬斎場、衛生センターの関係ですが、この関係で意見があればどうぞ出してください。特に指定管理者制度の導入ということで、いくつかうまく話がまとまらずにですね、直営という形でそのまま残っている部分もあるんですが、どうぞ意見があったら遠慮なく、手を挙げて発言してください。はい、榊原委員。

○榊原委員

指定管理者制度の導入ということで、1つの合理化の大きな方向として出されているわけですが、先ほど、この中にも書いてありますように、指定管理者制度イコール安くなると、あるいは良くなるということとは、大分違うと思うんですね。そこで1番大事なものは、やっぱり今やっている仕事の内容、これが本当に住民サービスのために必要不可欠のことであるか、あるいはもっと合理化する必要は無いか、という見直しの大切さを、今度味わったんじゃないだろうかなというふうに思うわけです。そういったことに対して、いわゆる改善するための努力、改善するチームの編成とか、そういった前向きな取り組み方というのは、今、いかがなんでしょうか。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○松尾本部員

指定管理者制度の導入を掲げまして、総合福祉センターと文化体育総合施設が、管理者の指定に至らなかったわけですが、総合福祉センターの方につきましては、近隣市町で、実際、施設の性格とかそういうふうなものから見まして、社会福祉協議会という団体に委託しているところが多いわけですが、遠賀町も19年度4月から導入をしております。遠賀町の職員とはよく行き来しておりますので、今度その辺り、1回勉強に行きまして、そして継続して、指定管理者制度導入に向けての協議を行っていきたくて考えております。それから指定管理者制度導入におきましては、経費の削減、事務の軽減、それと住民へのサービスの向上、その3点を念頭におきまして、導入について実施するかどうかを判断しております。ちょっと回答になりますかどうかわか

りませんけれども、そういうふうな方向で動いております。

○亀井会長

ちょっと補足説明があるようですので。どうぞ。

○古野副本部長

ちょっと補足します。ご質問はですね、この指定管理者制度そのもののことのご質問だったと思います。これは、ご存知のように法律が改正になりまして、これまで公共施設の管理を直営と全面委託という形でやっておりました。鞍手町は全面委託でしている施設が多かったわけですね。これは法律が改正になりまして、直営か、指定管理者制度か、どちらかを選択しなければいけないようになったわけですね。そうしまして現在、鞍手駅と、衛生センターと、葬斎場と、大谷自然公園、これは今年の7月から導入しましたので、この施設につきましては、全面委託から指定管理者制度を導入しております。あと施設として残っているのは、中央公民館を中心とした文化体育総合施設、それと総合福祉センター、この2つなんですよね。文化体育総合施設につきましては、今、直営でしておりますので、これを、指定管理者制度を導入することについてどうかと検討いたしました。検討の結果ですね、やはり指定管理者制度を導入するということは、民間のいろいろなノウハウを導入して、住民サービスを向上させると、それと1つは、経費の節減、この2つで指定管理者制度を導入するということで、文化体育総合施設につきましてはですね、やはり民間の方を指定管理者に指定をして導入しますと、今の経費から相当大きな経費がかかるわけですね。だからこれにつきましては、当分の間、直営で行こうと。ただ、部分部分ですね、1つの施設だけの部分、これとこれだけの部分というような形でできるかどうか、これから検討を続けていこうということで、文化体育総合施設、それから小中学校の体育館につきましては直営ということで、当分の間するということふうに決めました。残ったのは総合福祉センターですね。この総合福祉センターにつきましては、今、福祉棟と保健棟を除くところにつきましては、社会福祉協議会に委託しております。委託契約を結んでおります。これが全面的に委託しておりますので、これはやっぱり、直営か指定管理者制度を導入するかということで、社会福祉協議会は、普通、指定管理者を指定する場合は、公募が原則です。総合福祉センターを社会福祉協議会に、今お願いしている部分については、公募になじまないということで、社会福祉協議会にお願いしたいということで、いろいろと協議をいたしました。が、なかなか今、その辺の協議が整っていません。先ほど課長が説明しましたように、岡垣町、遠賀町については、社会福祉協議会が指定管理者ということになっていることも聞いております。そういうところも参考にしながら、これからですね社会福祉協議会と、もう少し煮詰めた協議をしてですね、できれば私どもは社会福祉協議会さんに、指定管理者を受けていただきたいという思いがあります。そういうことで進めております。

○亀井会長

いいですか。直接話しが出ましたが、宮崎委員、何かありますか。

○宮崎委員

私が社協に籍を置いておりますので、ちょっと話をしておきたいと思いますが、遠賀、岡垣がどんなふうなことをやっているのかというのはよく分かりません。実際は聞いておりませんが、ただ社協が管理しているということは聞いております。私はですね、これは民間にやって本当のサービスができるかなど。それと申しますのは、救急車を呼べ、入れ墨した人が入ってきた、盗難がある、こんな時にですね、民間の、例えば民間の人だったら、1人か、せいぜい2人、事務所に居るのはですね。こういう人たちが果たしてそういう対応ができるのか、その対応をするためには、それだけの行政と契約を結ばないといけません。ところが今は私以下、常に大体3、4人の職員が事務所におりますし、中の状態もよくわかります。だからそういう対応については、すぐ対応、いわゆる救急車呼べ、病院に連れて行け、警察を呼べ、それから、もしトラブルがあったらそこに入って行ってですね、どんなことかとよく聞いて、そして、それじゃあ警察呼びますよとか、あるいは、入れ墨入っている人が来ているけど、あれは帰してもらえんか、と言われた時には、これちょっと、私も法務局に聞いたんですが、そういう人を避けてはならないということなんです。そうするとですね、これまた本人に、あなたすまんけど入れ墨入れてるから帰ってください。というわけにはいかないんですね。こういうのは民間の業者で、果たしてそういうことがきちんとできるのか。少なくとも私どもは、行政の一端の仕事として受けているわけですから、それだけの責任があるし、ましては、町民のサービスという面から見たら、我々は今、指定管理者となっているわけではありませぬので、とことんやっぱりサービスしないといけません。例えば、滑ってこけたと。どこでこけたかわからんけれども、わたしはこけて腰が痛いとか言ってこられても、社会福祉協議会であれば、とことんそれをつめてですね、病気が治ったら菓子折りの1つでも持って行って、どうも大変でしたねというようなことまでするわけです。これが、それじゃ民間の業者が入った時にですね、どれだけのことができるか。それはきちっとしたことしかできない。それからもう1つは、今度もありました。例えば、アリーナをですね、19万、20万近くの費用で貸すようにしていたわけです。ところが、29日は選挙の投票日、開票日。止めますよね。そうするとその19万が、民間業者であればそれが入るつもりが入らなくなる。そうしたらそれは行政が責任を持つかと。持てない。あるいはもう1つ、今、保健棟であっておりますけれども、赤ちゃんを連れてきて子どもが遊んでる。そしてそれが時間がちょっと10分超えた。あるいは20分超えたときに、費用としてそれが面倒見れるのかどうなのか。細かいことがあるけれども、細かいことが私は住民サービスにつながるかどうかという具合に思います。今であれば、健康増進課の係が10分過ぎたけれども、まあいいじゃないですか。どうぞ次を待たせてやりますから。ということになるでしょうけれども、今度は民間であれば、きちんとけじめをつけていくというのが、いわゆるそれがルールであろうということに思いますので、この辺りは、行政がどれだけその辺りを考えて契約を結べるのかということでもあります。いろいろな細かいことが住民サービスにつながっていくのではないかなということも思っておりますので、私も判断に苦しんでおります。

○亀井会長

どうもありがとうございました。ではここで、意見が無かったら先に進みたいと思いますが、よろしいですか。では次にですね、連番の43から47、ページ数は63から72。保育所の民営化とか、学校給食の民間委託、学校用務員の廃止、それから室木、西川の統合と、小学校のですね。そういうふうな問題で、鞍手分校の問題も含めてですね、ご意見があればお伺いします。はい、どうぞ香原委員。

○香原委員

連番46番の室木小学校と西川小学校の統合についての検討ですね。これは私は、積極的に進めなければいけないというふうに思っております。それはですね、この複式学級というのはですね、ちょっと考えられないと思うんですね。鞍手町において。よほどの山間へき地なら、これはもう仕方ありません。しかしこの鞍手町のように、半ば中都市化した地域で、複式学級の運営ということは、これはちょっと、あつてはならないということじゃないかと思うんですね。というのは、1つは活力が失われます。やはり。それと学級運営が非常に難しいということです。これは統合するというふうに積極的に進めなければいけないと思いますが、どうもこの問題を出すと、情緒面に訴える人が多いんですね。自分ほどこどこ小学校の出身だから学校がなくなることは寂しいとかですね、そういう情緒面でのなくしてもらいたくないという要望が強いんですが、しかし、子どもの立場に立って考えたら、あるいは財政のことを考えたらですね、これはもう、そういう情緒面だけで解決できる問題ではないと思います。それで今回、これについては、今年度中に検討委員会を立ち上げて、検討していくわけですが、これはですね、失敗をしてはならないと私は思っているんですね。ここで失敗をしたら、後はもうほとんど続かないと思います。今後、どんどんこういう学校の統廃合、小学校も中学校もそうですが、それから保育所の統廃合とかですね、こういうことを進めていかなければならないのに、初っ端から挫折すると非常に苦しくなると思います。通学距離が長くなるから安全面でよろしくないとかいうことがありますが、これはスクールバスを使うとかですね、そういう方法もあるわけですので、大体、もともとその、鞍手町は学校多すぎる、人口が3万、4万、4万になったことがあるかどうかは知りませんが、そういう時代、子どもが多い時代の学校数ですので、今の状況からしたら、他の市町村に比べたら多すぎるわけですから、そこところはやはり十分考えて、積極的に進める方向を模索してほしいというふうに思いますが、どうぞお願いいたします。

○亀井会長

はい、松澤課長。

○松澤本部長

委員さんが言われることは分かります。そういうことですね、私ども、教育委員会といたしましても、すぐ立ち上げて、さあ結果を出すということにはなかなか難し

い問題だろうとっております。それで今、検討委員会を立ち上げるための準備とい
いますか、内部で十分協議して、その後に委員会を立ち上げると。そうしなければ、
なかなか簡単に存続、廃止という問題は難しいのではなかろうかと。今言われるよう
に、スクールバスと、それから施設の問題と、今、室木小学校を即廃止しますと、補
助金の返還ということも出てきますので、これは補助金の返還をしなくていいとい
うことになるのならば、別の施設利用をしなければならぬとか、そういう部分があり
ますので、内部で十分協議した中で、検討委員会を立ち上げるという段取りにする考
えでおります。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○香原委員

補助金の返還についてですけれども、これは文部科学省に協議すれば可能と、しな
くても済む方法があると思います。そこはですね、ただ、規定がそうなっているから
ということで、甘んじて時期を逸することのないようお願いしたいと思います。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○松澤本部員

そういった面も十分含めまして、十分協議した中で検討委員会を立ち上げるべきだ
とっております。

○亀井会長

いいですか。はい、宮崎委員。

○宮崎委員

私は今、循環バスあるいは福祉バスの関係をしているわけなんです、この統廃合
についてはですね、是非、そういうスクールバスといいますか、スクールバスも大事
でしょうけれども、循環バスのことを考え、あるいはもう1つですね、小学校を廃校
した側の、小学校の活用をですね、十分に活かせるとですね、住民の方も、ああそ
うかということで納得されることが大きくなるんじゃないかなという具合に思います。
したがって子どもの安全と、通学路が遠くなりますよね。そうするとやっぱり循環バ
スを、今いろいろと検討しているということで、話が出ておりますが、そういうこと
と併せてですね、廃校の後の学校をどんなふう地域の人たちにうまく使っていただ
くか、喜ばれるような施設にするかというようなこと考えてやればですね、私は学校
がなくなったから全部倒してしまうと、解体してしまうというようなことではなしに、
何かそこらに、住民の皆さんが納得できるような施設にするとか、もちろん金がかか
ったら一緒ですから、そういうことではなく、何か地元で管理できるような、地元の

人たちが集まって、これは自分たちで管理しようとかいうような形を考えて、組織的に動いていただくと。そういうことで学校の意義は、学校としてのものではないけれども、建物として、それが残されるというようなことを考えられると、私は、皆さんもそれなりに納得されるんじゃないかなという具合に思います。以上です。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○松澤本部員

そういうことですね、内部で検討すると言っておりますけど、各課の専門的な課を集めてですね、課長、職員等を集めまして、そういうところの意見も十分聞いた中で検討して、それから検討委員会の立ち上げをしたらどうかと今考えております。教育委員会だけ、私の方だけではちょっと問題が大きすぎるということで、十分、役場の中で、他の課長の力を借りて検討していきたいと思っております。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○古野副本部長

今ですね、町政懇談会で回っている中で、もう各所で、この問題については質問がでます。住民の皆さんも関心が大きいですよね。当然、教育長が出席しております。町長も出席した中で、住民の皆さんからの意見、提言をたくさんいただいております。宮崎委員の、今申されました内容につきましても、各所で同じような内容の質問、提言をいただいております。そういう中で、課長が言いましたように、十分、その辺を踏まえて、本年度中に検討委員会を立ち上げるという、この集中改革プランが出ておりますので、それに向けて検討したいというふうに考えております。

○亀井会長

はい、宮崎委員。ちょっと簡単に言ってください。

○宮崎委員

はい。たまたまですが、学校の登校時間が8時から8時半ぐらいですかね。ですよ。それから夕方が4時ぐらいまでには帰る。ということは、福祉バスがですね、運行しているのが、9時ちょっと前ぐらいから出ていっています。だから、その間は使える。それから夕方の4時から先は、4時半ぐらいから、それから先は使えるということですから、この辺りの時間の調整も考えると、福祉バスも使えると。まあ人件費は別ですけども、バスは使えるということでございますのでどうぞ。

○亀井会長

じゃあ、本部はいいですかね。意見として受け止めるという形で。では、他にござ

いませんか。無かったらここは終わりたいと思うんですが、ありますか意見は。よろしいですか。事務局の方で報告された部分の意見、そういうものをいただきました。一応ここは終わりたいと思いますが、よろしいですか。

「はい」という声

ちょっと時間が遅くなりましたけれども、後ですね、議事の2に、公営企業…

○岡崎委員

ちょっと待ってください。全体としてちょっと伺いたいんですが。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○岡崎委員

私、今回初めて出席をさせていただいていますので、なかなかちょっとわからないことがありますのでちょっと尋ねたいのですが、最後に効果額一覧表というのがあります、その4ページにですね、見込みを含む累積効果額約6億ということで出ております。最初、1番最初のところを見てみますと、歳入不足予定額が累積で25億と、町政懇談会の中でも、25億という数字が未だ出てくるんですけども、最終的にこの21年度までで、効果額として出てくるのは14億という数字を聞いておりますが、残るその11億についてのですね、手当てはどういうふうにお考えなのかということでもちょっと尋ねをしたいと思います。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○古野副本部長

これは17年の12月に集中改革プランが出来上がっております。当然、17年の12月ですから、17年度決算はまだ終わっておりませんでした。16年度決算で、その後は推計でそのような財政シミュレーションをつくったと。17年度決算が出ました。18年度決算も出ております。もう2年決算が終わって、もう今19年ですよ。そういうことで、この25億というのが、当時のシミュレーションで25億ですよ。だから、今の時点でもう決算が2年、17年、18年と2年終わっていますので、そしてそれ以降ですね、やはり歳入についても、歳出についてもやっぱり変動はあっております。その25億のうちのですね、その時の25億のシミュレーションで、この行革を、決まったものを進めていけば14億の削減効果があると。残りの11億については、まだ計画段階があります。当然。計画段階、それから歳入の、先ほど申し上げましたように、徴収率を上げるとか、人口を増やすとか、企業誘致をするとか、いろんな問題で歳入が増えていくという面もあります。そういう中で努力していくと

というのが、この行革の中の、11億の不足分をどうして埋めていくかということであったのかと思います。25億がですね、まだずっと25億が進んでおりますけど、まだ少し、17年度決算、18年度決算等を見ていけばですね、このシミュレーションの見直しというのも必要だろうというふうに思っています。そういうことで財政当局にはそういう指示も出してあります。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○岡崎委員

先ほどの、町長のお話の中でもですね、随分変更もあっているということですので、シミュレーション自体がですね、今のご説明でもあったように、当然25億が変わってきているでしょうし、11億というのも当然変わってくるでしょう。したがってその21年度までに、実際にやはり行革を行ったけれども、やはり不足分が出るというような、今の、現在から21年度を見越した中でのですね、数字がやっぱり必要じゃないかなというふうに思うんです。残念ながら、19年度の当初予算でも約3億の歳入不足によってのですね、予算の編成を強いられているという現状もあります。冒頭、榊原委員の方から、特定目的基金のことについてのご質問もありましたけれども、その3億については、特定目的基金からの借り入れであってという現状もあるわけですね。したがって、この行財政改革推進委員会の使命としてはですね、そういったことが21年度までにですね、むしろ拡大する可能性があるんですが、実はそれを解消していくような取り組みをしていかないと、この推進委員会の使命が果たせないのではないかなというふうに私自身は感じております。したがって、この21年度、毎年度こうやって進捗状況の報告なり、意見なりが求められると思うんですけども、結果的にはですね、累積債務が残ってしまったと。町予算を編成する上でこれが残ってしまったら、この委員会も結果的には、残念ながら使命を果たせなかったんじゃないかというふうにもなりかねないので、そうならないためにもですね、早急にその財政シミュレーションの見直しをしていただいて、現在の数値目標を達成しても、なお、いっらの不足が出るのか、そういったものも出していただいてですね、じゃそれについて、どうこの委員会の中で検討していくかというような作業も必要じゃないかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○古野副本部長

岡崎委員が言われるとおりだろうと思うんです。私どもも、このシミュレーションの見直しが是非必要だと思っています。それから後ほど、企業会計の水道事業、病院事業、ご存知のように、病院は今、整形外科の医師、常勤医師がですね、大学に引き上げられまして医師が不在となっています。推計では19年度ですが、今年ですね、

収入の不足見込みが2億6000万と病院当局は出しております。これまではどうか収支が赤字を出さないような決算でございましたが、2億6000万の収入不足ということでは、当然、企業会計、病院会計がですね、そういうふうな状況になることは明白でございます。国はこの行革の中で、いろいろと委員会の中で審議していただいているのは、この一般会計を主にさせていただいていますね。この25億のシミュレーションは。国はですね、連結決算の中で自治体の財政を見ていくという形でございますので、もう近々、そういう特別会計、それから鞍手町の場合は、土地開発公社につきましては、ああいう形で処理をさせていただきましたが、特別会計、企業会計も連結してということになれば、なかなかそういう難しい面もでてきますので、当然、委員が言われましたようなシミュレーションの見直しというのは、私どもも必要と考えております。

○岡崎委員

今後、この行革委員会の場で議論はどうされるのでしょうか。

○許斐委員

ちょっと議長、いいですか。

○亀井委員

はい、どうぞ。

○許斐委員

今、議会からですね、代表の方が言われておりますけれども、これは、この行革の委員会に出して論議することでしょうか。我々は町長から諮問されているわけです。あくまでもこれが議会に全部通るのか、町長が果たして賛成されるのか、我々がそれまで責任を負わないといけんのでしょうか。それは議会の中で論議することが必要じゃないかなと私は思いますけれども。いかがなものでしょう。

○亀井会長

はい、どうぞ。

○轟崎室長

この行財政改革のプランが、今現在、出来ておりますけれども、5年間、平成21年度まであるわけですね、当然、財政シミュレーションも見直しが必要となってまいります。それに併せて当然ですね、この部分の中の見直しも必要になってくるのではないかと考えております。その時は、この委員会にも、やはり諮っていくことになってくると思っております。

○亀井会長

いいですか。ではこの項についてはよろしいですか。

「はい」という声

それでは行財政改革プランの説明の部分は終わりたいと思います。ちょっと時間が長くなって申し訳ないんですけども、後ですね、次に公営企業の中期経営計画について、幾つか公営企業がありますので、その説明を求めたいというふうに思いますが、よろしいですか。じゃあ。

○事務局

水道、下水道、それから病院、老健施設と4つあります。続けてそれぞれの担当課長の方から説明いたしますので、よろしくをお願いします。

○吉田本部員

資料6の鞍手町水道事業中期経営計画に基づく取り組みについて、私、水道課の吉田です。説明いたします。中期財政計画について、収益的収支ですね。料金収入、他会計補助金等があります。収益の方がですね。支出の方、費用、人件費、物件費、これは浄水場の人件費とか、水道課の人件費、それとか薬品代、漏水修理とかそういう項目になります。それから17年度の決算では、収支で2195万1千円。18年度では決算見込みで2930万7千円になっております。下の項が資本的収支になりますので、投資的収支になります。これは収入が、主に他会計補助金になります。そして支出は、建設改良事業費、それと以前に借りております企業債の償還金であります。それで資本的収支につきましてはですね、マイナス1億711万2千円、17年度ですね。そして18年度が1億1938万4千円ということですので、内部留保資金で補填いたしております。それから、主な取り組みについてですね、下の項になりますけど、説明させていただきます。1番目に鞍手町水道水質改善検討委員会についてということで、本町の水道水源である浮洲池、浮洲池から現在、取水しておりますが、上流の力丸ダム、犬鳴ダムの放流水等が遠賀川水系犬鳴川に流れ込み、直方市植木の花ノ木堰より、山田川用水路を經由して、鞍手町、中間市の行政境である浮洲池に流入しています。浮洲池がですね、面積が131,000平方メートル、総貯水量560,000立米ほどあります。浮洲池には、上流の生活排水等が流れ込み、しかも、平均水深が4.3メートル程度と浅いため、富栄養化が進み四季を通して微生物、藻類ですね、これが発生し、これが水源水質の悪化の要因と考えられています。その解決策として、中間市上下水道局と共同で、水源水質改善装置、これは藻類抑制装置ですが、平成元年度から設置しております。それを設置稼動し、微生物の抑制に努め、水質の悪化を防いでいますが、抜本的な解決策になっていないのが現状です。本町の浄水場は、凝集沈殿処理、急速ろ過処理、粒状活性炭処理、塩素滅菌処理を経て浄水工程とする施設であります。しかし、水源での微生物や有機質が多いため、濁度も高く、沈殿池での凝集沈殿の際、フロックですね、藻類の死骸等ですが、浮上スカムとなり、その量が多く適正な凝集沈殿が困難な状況であります。その事から、急速ろ過池や粒状活性炭施設、これは粒状活性炭施設というのは、臭気対策で取り組んでいる

ものですが、逆洗や放流が多く、種々の障害が生じ、適正な浄水、今、水道法で臭気項目であるジェオスミンとか、2メチルイソボルネオール、それとかクリプトスポリジウム、ジアルジアを得る為に、浄水作業や水質管理に苦慮しているのが現状であります。それから2ページ目に参ります。その様なことから、水道水質の向上を図ることを目的として、鞍手町附属機関設置条例に基づき、鞍手町水道水質改善検討委員会、町議会代表者3名、住民代表者4名、学識経験を有する者2名、行政代表者1名で、平成17年度に立ち上げまして、平成17年度に7回、平成18年度に4回の会議を開催し、調査、検討を行いました。次が、検討課題と検討結果の主な内容についてということで、まず水源の水質の検討を行いました。水質試験というのは、源水は大体40項目なんですけど、浮洲池の、過去の源水水質検査40項目の結果並びに生物検査等の結果を検証したことにより、上流域及び本町の下水道事業の促進を図るとともに、水源池周辺の環境整備に努めること、また、中間市と共同で、将来、浮洲池の浚渫等を実施し、水質改善に努めていかなければならないということですね。次が浄水場施設の検討をいたしました。沈殿池に、多量のフロックが浮上し、堆積しているため、沈殿池の効果が発揮されていません。また、急速ろ過池の、ろ過閉塞も頻繁に発生するため、逆洗、放流が取水量の1割以上と水の損失が多く、水質管理も十分ではありません。よって、その解消のためには、沈殿池の微生物を除去してやれば、浄水処理工程が本来の姿になり、将来的にも、より水質基準に適合した安心な水を提供できるようになります。ということで、前処理施設、凝集沈殿処理、急速ろ過処理、粒状活性炭処理、排水処理施設、塩素滅菌処理を追加すればいいということです。それから3番目にですね、水源の検討を行いました。現在、浮洲池から取水し浄水していますが、木月池も水源として使えないかという意見がありましたので、浮洲池と木月池の水質検査を、同時に実施しました。2回ですね。水質試験検査結果では、浮洲池の方が優位でした。水量についても、浮洲池は、四季を通じて水量がありますが、木月池は四季を通じて水量がありません。また、水源を変えた場合、水利権、取水施設などの建設費に、巨額の費用が必要となります。なお、予備水源がある方が災害時に有効ということです。それから4番目の事業費の検討はですね、これはまだ検討を行っておりません。それで今後の取り組みについて申し上げます。以上のことから、平成18年12月4日に、町長に対し、水道諸施設を整備し、将来的に、水道受益者のため安全安心の水道水を安定供給することとする上記の内容の中間答申がなされました。その成果を踏まえ、平成19年度には予備調査設計、今もう発注しておりますが、国に浄水方法の変更認可を受けて平成20年度には実施調査設計ですね、その後、浄水施設の工事に着手する予定であります。鞍手町水道水質改善検討委員会は、概算事業費がわかった時点で、事業費の検討、水道事業は独立採算制ですので水道料金も検討しないといけないということですね。それと事業費の検討、起債の検討を行い、その検討結果が最終答申となりますので、それをもって終了となります。次がですね、経費節減等の取り組みについて申し上げます。平成18年度の水道料金において、現年度分収納率は99.22パーセントで、滞納分は83.84パーセントとなっています。未納者に対しては納付催告や給水停止等の処置を実施していますが、この取り組みを継続していきながら、会計収納対策課と連携し徴収対策に取り組んでいくこと

を視野に入れ、収納率が100パーセントとなるよう努めていきたいと思っております。以上、簡単ですが水道事業を終わります。

○梶栗本部長

下水道課の梶栗です。続きまして、鞍手町下水道事業中期経営計画に基づく取り組みについて、ご説明させていただきます。始めに中期財政計画についてですが、収益的収支では、平成18年度の経常収支予測は、収入支出それぞれ1億3787万9千円を計上しておりましたが、96万2千円の利益となりました。営業外費用等の減額に伴うものであります。また、資本的収支では、収支は0円であります。次のページをお願いします。主な取り組みについてですが、下水道の現状は、平成18年度末で、全体計画区域850ヘクタールのうち、供用開始区域125ヘクタール、整備済面積151ヘクタールで、整備率は17.8パーセントであります。処理人口につきましては、行政人口18,419人のうち、処理人口が4,100人で普及率22.3パーセントであります。その内、約2,700人の方が下水道を利用されております。次に、経営基盤への取り組みといたしましては、下水道使用料収納率の向上では、口座振替制度の促進を図り、収納率の向上を図っております。建設コスト及び管理コストの縮減につきましては、下水道経営の効率化を図るため、新たなコスト縮減項目の掘り起こしを行いながら、建設コスト及び管理コストの縮減を平成17年度より実施しております。下水道使用料の見直しにつきましては、一般会計からの補てんを削減し、受益者負担金の原則に近づけるため、平成19年度まで検討いたします。次に、経営削減等の取り組みによる効果につきましては、職員の削減により、平成19年度より620万円の削減効果が見込まれます。次に今後の取り組みについてですが、今後は、住宅密集地である、中山地区の北区、南区、西区、幸町区、城ヶ崎区、新中山区、い牟田区の整備を積極的に進めていき、町民一人ひとりが生活の豊かさを実感できる、ゆとりと潤いのある居住環境の形成を目指して、下水道整備に取り組んでいきます。以上で、鞍手町下水道事業中期経営計画に基づく取り組みについての説明を終わらせていただきます。

○田中本部長

病院局長の田中です。引き続き、鞍手町病院事業の中期経営計画の取り組み状況についてご説明いたします。まず始めに、中期財政計画についてご説明いたします。財政計画では、平成18年度の経常収支予測を、約6770万の利益と見込んでいましたが、最終的には約930万円の利益に留まりました。主な理由としましては、平成18年4月の診療報酬の改定や、患者数の減少等が主な要因です。次に、主な取り組みについてであります。診療科の取り組みにつきましては、かねてより要望が多かった、泌尿器科を平成18年7月より週1回開設しました。さらには、同月に回復期リハビリテーション病棟を開設し、専任の医師のもと、回復に向けてのリハビリテーションの提供ができる体制を整えました。設備投資につきましては、乳房撮影装置やCR撮影装置の医療機器を購入いたしました。経営健全化への取り組みにつきましては、目標の達成や職員の経営参画意識の高揚を促すため、掲げた目標につきましては、

概ね良好な結果が得られました。次に経費削減等の取り組みにつきましては、回復期リハビリ病棟の取り組みに伴い、支出も若干増加しましたが、収支差し引き、約5380万円の増収となりました。以上で、鞍手町病院事業の中期経営計画の取り組みについての説明を終わります。

続きまして、介護老人保健施設の方に入らせていただきます。鞍手町介護老人保健施設事業の中期経営計画の取り組み状況についてご説明いたします。まず始めに、中期財政計画についてご説明いたします。財政計画では、平成18年度の経常収支予測を約73万円の利益と見込んでいましたが、最終的には1036万円の利益となりました。主な理由としましては、平成18年4月の介護報酬の改定による加算の取得に伴う増収や、職員の退職等に伴う給与費等の減額が主な要因です。次に、主な取り組みについてであります。施設利用者増加の取り組みにつきましては、通所利用者については、計画のとおりには至りませんでした。平成17年度と比較しますと1日平均、約2人の増となっています。設備投資につきましては、平成19年4月の開設に向け、10床増床のための改修整備事業を行い、3月に完了いたしました。経営健全化への取り組みにつきましては、目標の達成や職員の経営参画意識の高揚を促すため、収支状況等を詳細にして職員への周知を図り、経営感覚の定着及び意識の高揚に努めました。また、利用者の満足度を図るため、給食における嗜好調査を行い、その調査結果を基に、満足していただけるような献立等を検討するようにいたしております。以上で、鞍手町介護老人保健施設事業の中期経営計画の取り組みについての説明を終わります。

○亀井会長

どうも、ありがとうございました。では、水道事業を始め4つの公営企業ですね、一括してご意見、質問をお受けしたいと思っております。ございましたら挙手をお願いいたします。ございませんか。ちょっと議事が長くなったものですから、お互いに疲れて発言というところまでいかないという感じですが、では、ご意見が無いようでしたら終わりたいと思うんですが、よろしいですか。事務局、何かその他でありますか。

○事務局

この委員会の委員報酬の支払いについてなんですけれども、昨年度までは、職員が持って回って、現金でお支払をしておりましたけれども、行財政改革の取り組みの中で、事務の簡素化、効率化の観点から、指定口座への振込みということで対応できるものについては、そのように処理をさせていただいております。今年度からこの推進委員会の委員報酬につきましても、そのように処理をさせていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○亀井会長

それでは、本日の会議は集中的に長時間に渡って審議をいただいて、大変お疲れだったと思います。議事の運営のまずさもあって、大変ご迷惑をかけたと思いますが、これをもちまして平成19年度第1回行財政改革推進委員会の会議を終わりたいと思

います。どうもありがとうございました。ご苦労様でした。